

第3次葛飾区地域福祉活動計画

みんなで創り・育む
安心して暮らせる「わがまち葛飾」



平成29年3月

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

第3次葛飾区地域福祉活動計画の策定に当たって

今般、葛飾区社会福祉協議会として第3次となる地域福祉活動計画を策定いたしました。

社会福祉協議会では、平成19年策定の第1次地域福祉活動計画を継承した第2次地域福祉活動計画を平成24年に策定し、これら計画に沿って、区や福祉関係者をはじめ多くの区民との協働を果たし、本区の地域福祉を着実かつ強力に推進してまいることができたものと自負しております。

しかしながら、我が国の少子化は、進行には歯止めがかかったかのような数字に推移しておりますが、出生率の低迷には相違なく、団塊の世代の高齢化とも相まって本格的な人口減少社会へと、遺憾ながら踏み出してしまいました。

もとより人口減少は社会の活力を失わせ、国力の衰退を招くのみならず、地域社会における活力をも失わせるもので、地域福祉の一翼を担う立場としては、深い憂慮を覚えざるを得ません。

人口減少を伴う高齢化の進行は、社会における「支える者と支えられる者」とのバランスを崩壊させ、年金給付をはじめ保険・介護など既存の社会保障や福祉のシステムを立ち行かなくさせるものでもあります。

また、昨今の世界は「ヒト・モノ・カネのグローバル化」の中で、貧富の格差拡大が進み、特に中間所得層の衰退は、欧米を中心に「反グローバリズム」の底流を生まれさせ、国際社会の先行きの不透明感を増大させております。

格差拡大については我が国も例外ではなく、このことは、30余年前の「1億総中流」と言られた時代と現代を比べてみれば、誰の眼にも明らかであります。

社会福祉協議会は、こうした中にあっても、すべての区民が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、幅広く地域資源を活用し、揺るぎない地域社会を築く責務を負っております。

これらを踏まえ、本計画では、第1次及び第2次の計画の理念を踏まえつつ、いかなる状況の下にあっても持続可能な事業展開をはかることを念頭に、「小地域福祉活動」をはじめとする4つの重点取り組みを設定いたしました。

そのうえで、区民各層の理解と支援を得た協働をより深化させ、誰もが安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現に向け、本計画の達成に総力を挙げ邁進しまいます。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力を賜りました策定委員各位、並びに計画策定に当たって実施したアンケート調査等に多大なご協力を賜りました、自治町会、民生・児童委員をはじめとする関係各位に、社会福祉協議会を代表して深くお礼を申し上げます。

平成29年3月

社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会

会長 秋山精一

住民主体と学び

「住民主体」という言葉は、社会福祉協議会の歴史の中では、重要な用語の一つです。1962（昭和37）年、全国社会福祉協議会によって策定された「社会福祉協議会基本要項」において「住民主体」ということが示され、以降、社会福祉協議会は、この住民主体の原則に基づいて活動を展開してきました。

基本要項には次のように書かれています。

「社会福祉協議会は一定の地域社会において、住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実状に応じ、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織である」

この内容は、過去のものではありません。住民主体ということを、いまの状況のなかで、どのように捉えたらよいのかが問われていると思います。地域の問題を解決するために、社会福祉協議会が活動パッケージをつくり、そこに住民を単に活動の担い手として位置付けることでは、住民主体にはなりません。住民が真に主体的に地域活動に参画していく基盤をつくることが大切です。そのためには、これまで関わっていない住民への幅広い働きかけが必要です。重要なのは、<住民の学び>です。これまでの各種講座の手法を見直し、もっと幅広く住民に働きかけることが求められているのではないかでしょうか。社会教育部門との共同体制も模索したいものです。

さて、葛飾区社会福祉協議会は、これまでの地域福祉活動計画において、小地域福祉活動を重点項目として重視し、全19地区での活動実施をついに実現しました。今回の第3次の計画では、さらに幅広い住民の組織化活動を実現したいものです。

第3次の計画の策定過程では、計画の基礎資料を得るために、町会長・福祉協力委員、社協事業協力者、社協会員事業者そしてボランティアに対する大規模な調査を実施しました。調査で得られた結果から明らかになった課題を整理したうえで、第3次の計画が構想されました。これだけの調査を基礎に計画を策定したところは多くはありません。高く評価できるものです。

計画は策定して終わりではありません。計画の具体化過程こそ重要です。社会福祉協議会事務局、住民、行政、関係団体が一体となってくみんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」>を実現しましょう。

平成29年3月

第3次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会 委員長
明治学院大学 社会学部教授 河合克義

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置づけと期間	3
3. 計画の策定方法	4
4. 計画の推進と評価	5
第2章 「わがまち葛飾」の現状と課題・第2次計画の成果と課題	7
1. 葛飾区の現状	8
2. 地域をめぐる課題	12
3. 第2次計画の成果と課題	20
(1) 地域で支えあい、つながるしくみをつくりましょう	20
(2) 区民同士のたすけあい活動を広げましょう	23
(3) 自分らしく安心して暮らせるまちをつくりましょう	25
4. 第3次計画に向けたポイント	29
第3章 計画の基本的な考え方	31
1. 基本理念	32
2. 基本目標	32
3. 計画の体系	34
第4章 重点的な取り組み	37
1. 小地域福祉活動の推進	38
2. 地域支えあい活動の充実	40
3. 成年後見センター機能の活用	42
4. 情報発信・広報活動の強化	44

第5章 取り組みの展開	47
1. 地域で支えあい、つながるしくみをつくります	48
【地域住民主体の取り組み】	
(1) 小地域福祉活動の推進	48
(2) ボランティア活動の推進	50
(3) 福祉教育の充実	51
(4) 地域団体・福祉団体等の支援	52
2. 区民同士のたすけあい活動を広げます	53
【地域住民と社協が協力する取り組み】	
(1) 地域支えあい活動の充実	53
(2) 成年後見センター機能の活用	56
(3) 健康づくり・生きがいづくり	57
(4) 福祉人材の育成・活用	58
(5) 募金活動の推進	59
3. 自分らしく安心して暮らせるまちをつくります	60
【社協が支援を提供する取り組み】	
(1) 在宅福祉サービスの充実	60
(2) 生活福祉資金の貸付等	61
(3) 災害ボランティア活動の支援	62
4. 「わがまち葛飾」を実現するための組織をつくります	64
【社協の組織運営に関する取り組み】	
(1) 社協運営の充実	64
(2) 情報発信・広報活動の強化	65
(3) 財政基盤の強化	66
資料編	69

第 1 章

計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

①地域をめぐる現状

近年、全国的な少子高齢化の進行や社会情勢の変化の中で、地域ではさまざまな課題が浮かび上がっています。認知症高齢者・ひとり暮らし高齢者の増加や孤独死の問題、待機児童や児童虐待の問題、障がい者の地域生活基盤の不足などに加え、生活困窮者やひきこもりの問題など従来の福祉制度では十分対応できない困難を抱える人も増加しているのが現状です。

また、全国的に見ると、近所づきあいの減少や核家族化などの影響で、地域の中で人の交流や支えあいは減少する傾向にあります。孤独死や虐待などの背景にも、このような地域のつながりの希薄化が存在していると考えられます。

一方で、地域の力を再評価し、地域における「新たな支えあい」の実現を目指す動きも拡大しています。たび重なる地震・風水害などの自然災害や、孤独死・虐待などの深刻化を目の当たりにして、地域のつながりの大切さが改めて見直されるとともに、地域での見守り・支えあいやボランティア活動などを通じて、困難を抱えている人の力になりたいという人も増加しています。

②国の福祉制度改革と地域への影響

このような現状をふまえて、国は長期的に持続可能な社会保障制度の実現に向けて、一連の福祉制度改革を実施しています。高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムや、幼児教育・保育と並んで地域の力の活用をはかる子ども・子育て支援新制度、障がい者の生活支援・差別解消のための制度など、新たな時代に対応できる福祉制度の構築と活用に向けた動きが進んでいます。また、これまで支援が十分ではなかった生活困窮者についても新支援制度がスタートし、生活保護に至る前の自立支援策が強化されています。

このような制度改正の動きの中で、地域の力に対する期待は各分野でますます高まっていますが、一方で地域の義務や負担が増えることへの懸念の声も生じています。地域住民をはじめとする地域福祉の担い手の主体性を十分尊重しながら、新たな制度や課題に対応できる地域づくりを進めていくことが求められています。

③計画策定の目的

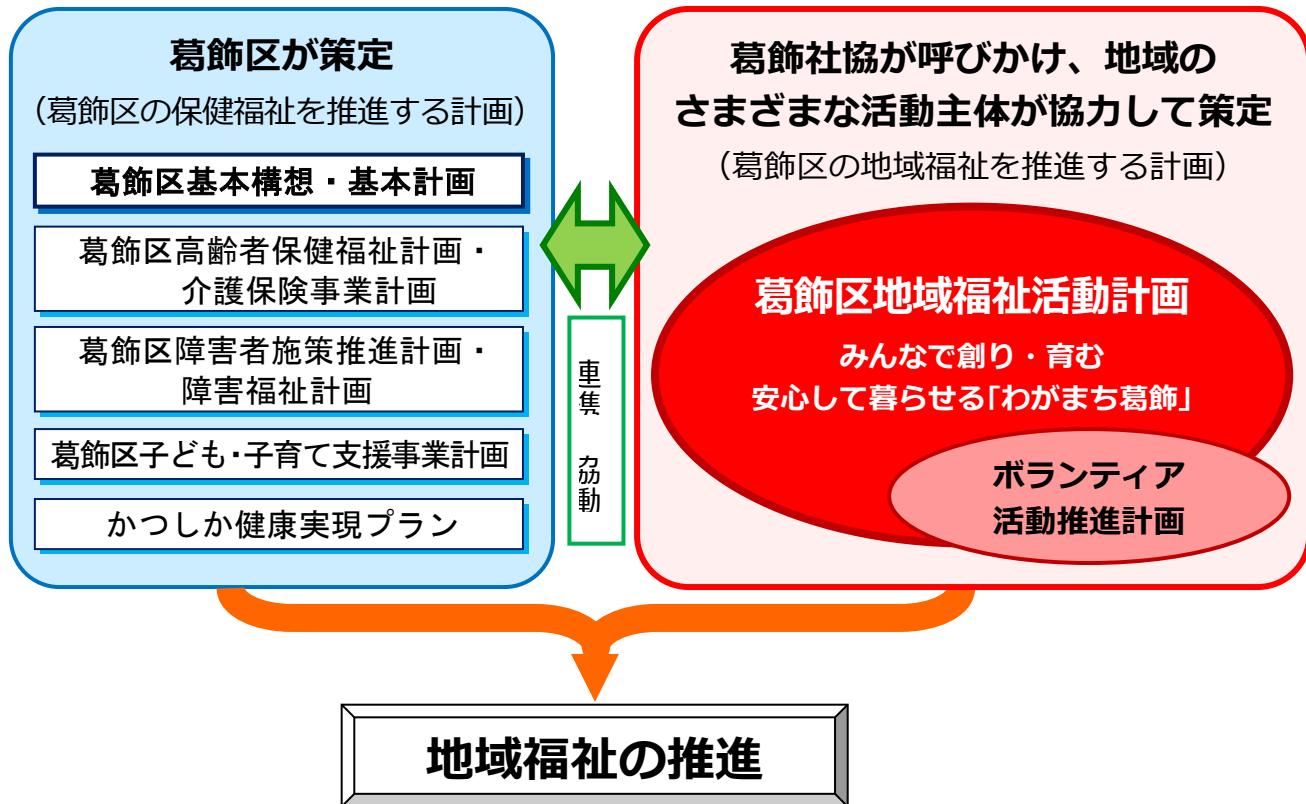
歴史と伝統のある地域を擁する葛飾区では、古くからの地縁を基盤とした自治町会などによる地域ささえあい活動が活発に行われています。また、区内ではさまざまな分野でボランティア・市民活動団体などが積極的な活動を展開しています。

葛飾区社会福祉協議会（葛飾社協）では、平成23年度に地域の関係者・関係団体とともに「第2次葛飾区地域福祉活動計画」を策定し、小地域福祉活動の推進（5ページ参照）やボランティア活動の活性化などの取り組みを進めてきました。この計画が平成28年度で終了することから、これまでの取り組みの成果と課題をふまえ、葛飾区のめぐまれた地域福祉環境を活かしながら、新たな時代に対応できる地域社会の実現と、それを支える葛飾社協の体制整備のために、この計画を策定することとなりました。

2. 計画の位置づけと期間

①計画の位置づけ

この計画は、区民や地域のさまざまな関係者などの協働により、葛飾区の地域福祉を推進することを目的とした行動計画です。葛飾区が策定した保健福祉の推進に係る諸計画との連携・整合を図り、区と協働しながら推進していきます。また、同時に策定した第2次ボランティア活動推進計画とも連携しながら推進していきます。



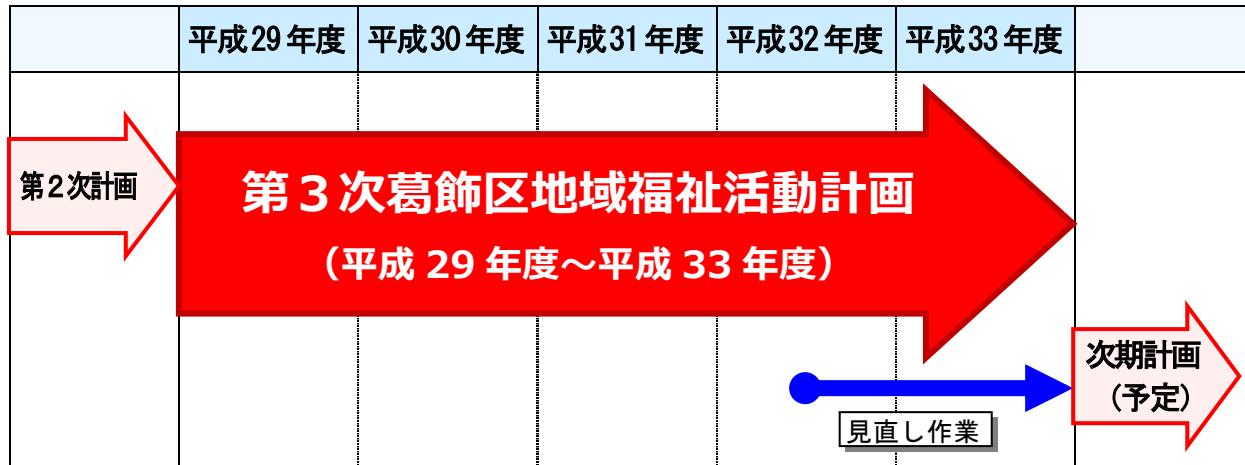
ボランティア活動推進計画とは

第2次計画では、地域福祉の向上を図るため、より一層のボランティア活動の拡充と活性化を目指し、重点取組として、ボランティア活動推進に関する全事業を再編・再構築したボランティア活動推進計画を策定することを定めました。これを受け、葛飾社協・かつしかボランティアセンターでは、平成25年度に地域の関係者・関係団体とともに「かつしかボランティア活動推進計画」を策定し、ボランティア活動の活性化の取り組みを進めてきました。

この計画が平成28年度で終了することから、本計画（第3次葛飾区地域福祉活動計画）の策定と同時期に、ボランティア活動の推進に関する新たな計画（第2次かつしかボランティア活動推進計画）を策定しました。本計画の他の取り組みとも連携・整合を図ることで、区内のボランティア活動の一層の推進と、ボランティアセンターの体制充実を図ることを目指していきます。

②計画の期間

この計画は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間を期間とします。その間、地域の現状や取り組みの進捗状況などをふまえて、必要に応じて見直しを行います。計画の最終年度にあたる平成 33 年度には、次期計画の策定に向けた全体的な総括を行います。



3. 計画の策定方法

この計画は、葛飾社協が呼びかけて、区民や地域の関係者・関係団体などの協働のもと、区とも連携しながら策定しました。策定にあたっては、アンケート調査結果などに基づく現状と課題の分析、葛飾区地域福祉活動計画策定委員会、作業委員会での検討、パブリックコメントによる区民意見の募集などを行い、区民をはじめとする地域のさまざまな意見を計画に反映させました。

- 策定にあたって実施したアンケート調査結果の詳細は、「第 3 次葛飾区地域福祉活動計画・第 2 次かつしかボランティア活動推進計画策定のための調査報告書」に掲載しています。同報告書は、葛飾社協ホームページでもご覧になれます。

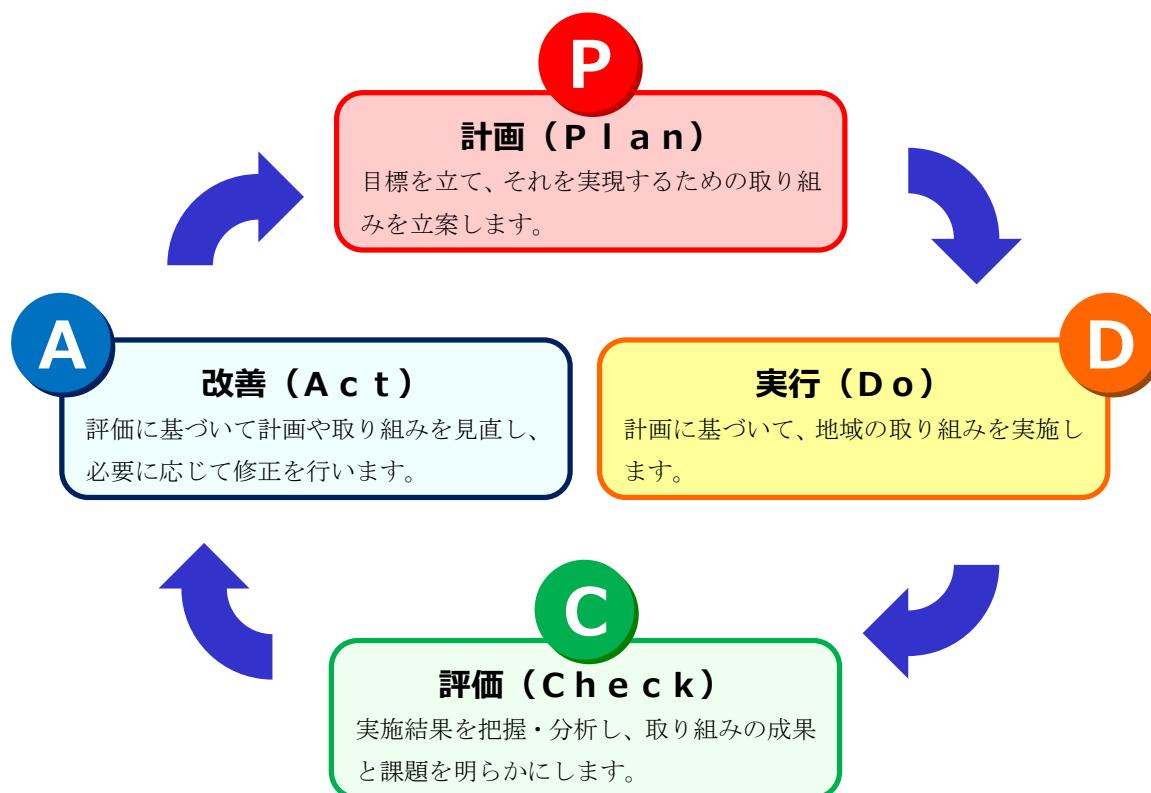


策定委員会での検討の様子

4. 計画の推進と評価

この計画は、区民や地域の関係者・関係団体、葛飾社協などが協働して、区とも連携を図りながら、地域全体で推進していきます。計画の進捗管理は、「計画（P l a n）」「実行（D o）」「評価（C h e c k）」「改善（A c t）」のプロセスを順に実施していくPDCAサイクルで行います。

各取り組みの実施状況や、区民、関係者・関係団体、区、社協職員などのさまざまな意見を葛飾社協が定期的に取りまとめ、その報告に基づいて「事務事業評価委員会」の中で進捗評価を行い、必要に応じて取り組みの改善を図っていきます。また、計画最終年度には、この計画で実現できた成果と、取り組みの中で明らかになった課題について全体的な総括を行い、その結果を次期計画の策定に活かしていきます。



小地域福祉活動とは



- ◇ 小地域福祉活動は、地域の困りごとや心配ごとなどの解決に向けた方法や活動内容を皆で考え、共有し、地域住民の皆さんで支えあい、助けあいをしていく活動です。
- ◇ 区内では19の地区毎に取り組みがすすめられています。特徴としては、地域の困りごとなどを協議する推進委員会、解決に向けた活動を実践する運営委員会のしくみをもとに、活動を推進しているところにあります。

第 2 章

「わがまち葛飾」の現状と課題・
第2次計画の成果と課題

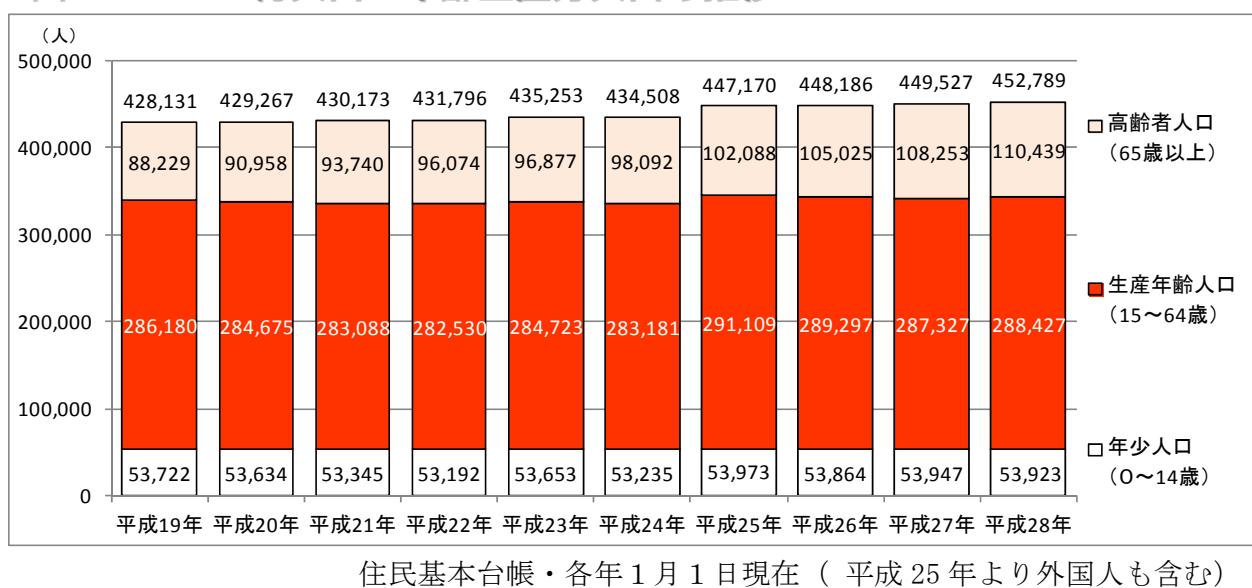
1. 葛飾区の現状

①総人口・年齢三区分人口の推移

葛飾区の総人口は緩やかな増加傾向にあり、平成28年には452,789人となっています。年齢三区分人口を見ると、高齢者人口（65歳以上）が増加傾向にあるのに対し、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は若干の変動はあるものの、ほぼ横ばいとなっています。

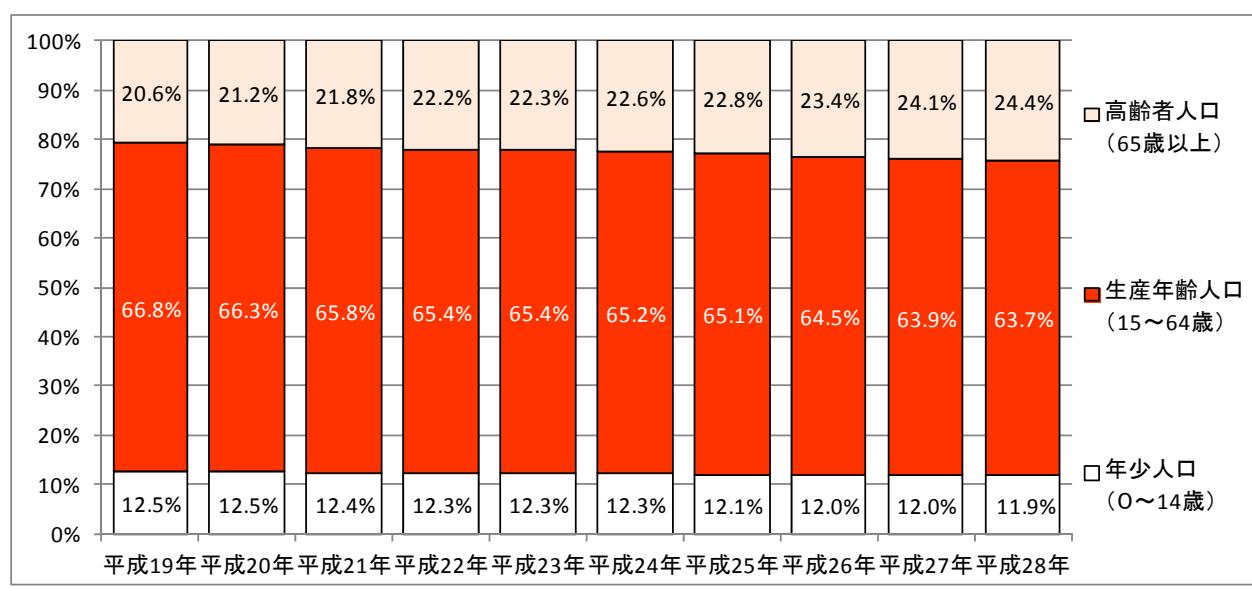
年齢三区分人口比率を見ると、高齢者人口の比率（高齢化率）は、平成28年には24.4%と10年間で3.8ポイント上昇しているのに対し、生産年齢人口、年少人口の比率は下降傾向にあります。

図1-1-1 総人口・年齢三区分人口の推移



住民基本台帳・各年1月1日現在（平成25年より外国人も含む）

図1-1-2 年齢三区分人口比率の推移



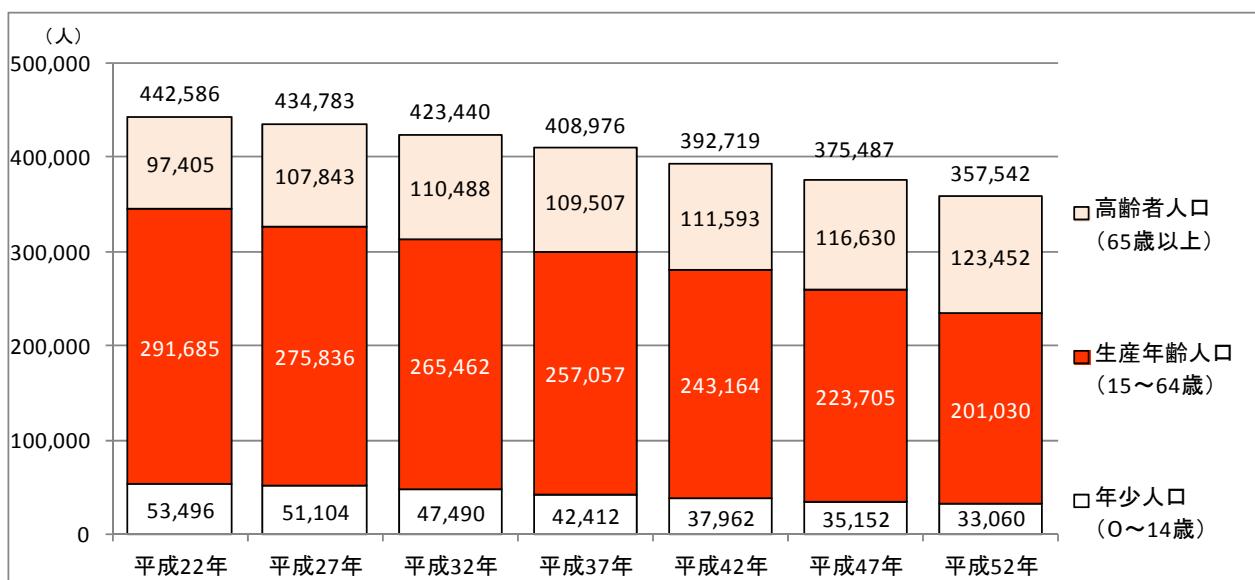
住民基本台帳・各年1月1日現在（平成25年より外国人も含む）

②総人口・年齢三区分人口の将来推計

葛飾区の総人口・年齢三区分人口の将来推計を見ると、今後総人口は減少し、平成42年頃には40万人を割り込むと見込まれています。年少人口と生産年齢人口も減少するものと見込まれますが、高齢者人口は若干の変動はあるものの緩やかな増加傾向が続くものと見込まれています。

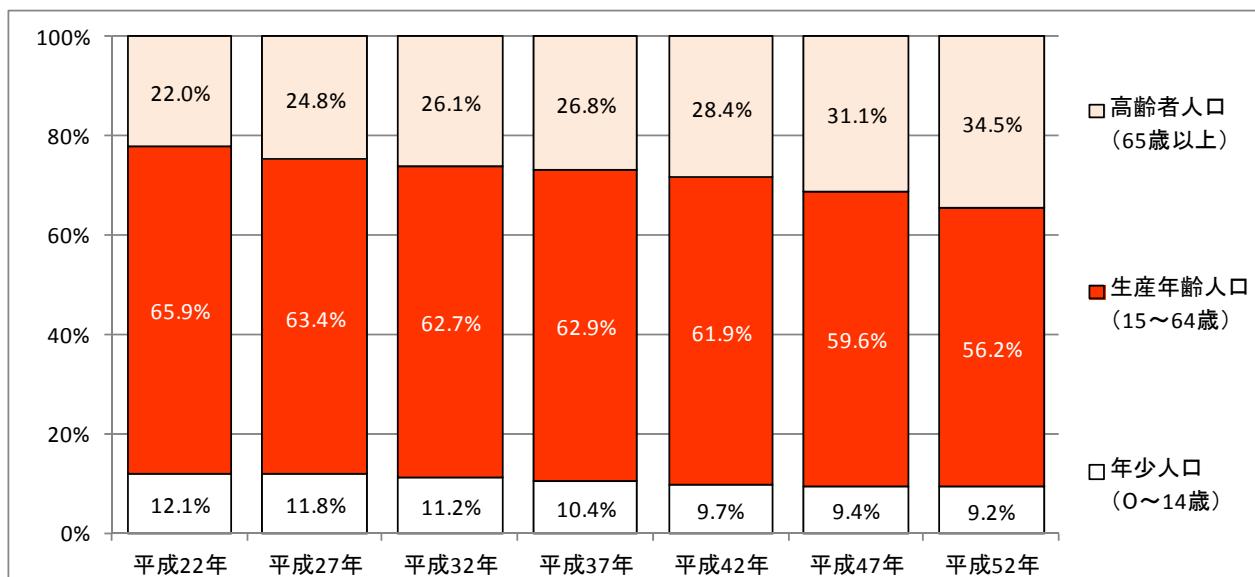
年齢三区分人口比率の将来推計を見ると、高齢者人口の比率（高齢化率）は今後も上昇を続け、平成47年頃には30%を超えるものと見込まれています。年少人口と生産年齢人口の割合は下降傾向にあり、特に生産年齢人口の割合が大きく下降するものと見込まれています。

図1-2-1 総人口・年齢三区分人口の将来推計



日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所:平成25年3月推計(平成22年は国勢調査に基づく))

図1-2-2 年齢三区分人口比率の将来推計

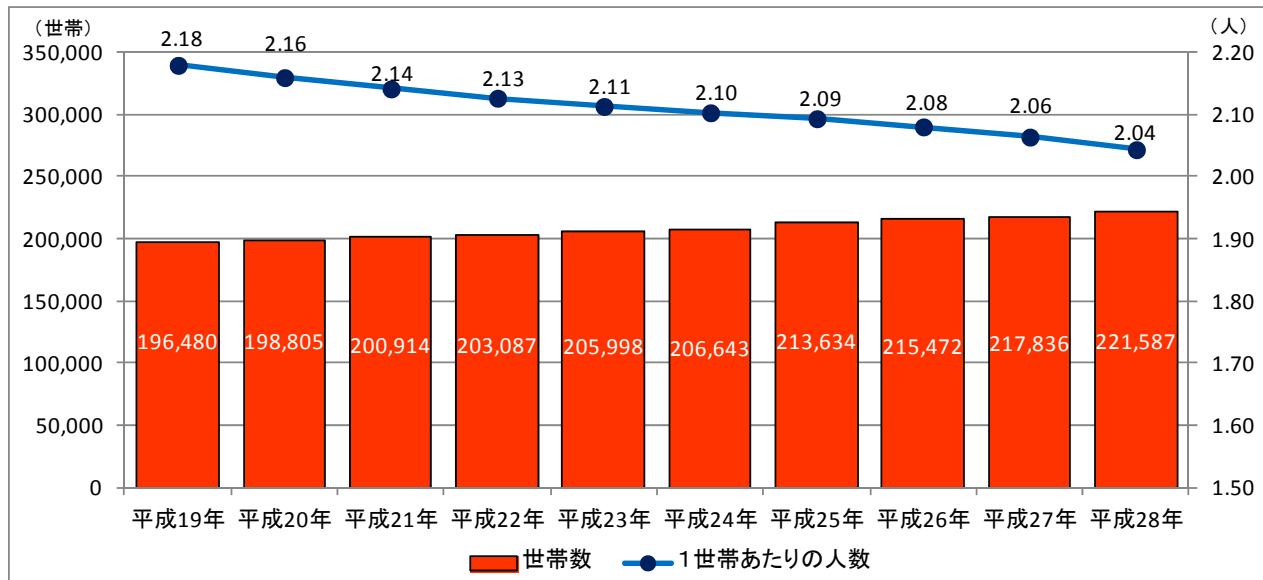


日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所:平成25年3月推計(平成22年は国勢調査に基づく))

③世帯数・1世帯あたりの人数

葛飾区の世帯数は増加傾向にあり、平成28年には221,587世帯となっています。1世帯当たりの人数は緩やかな減少傾向にあり、平成28年には2.04人となっています。

図1-3 世帯数・1世帯あたりの人数

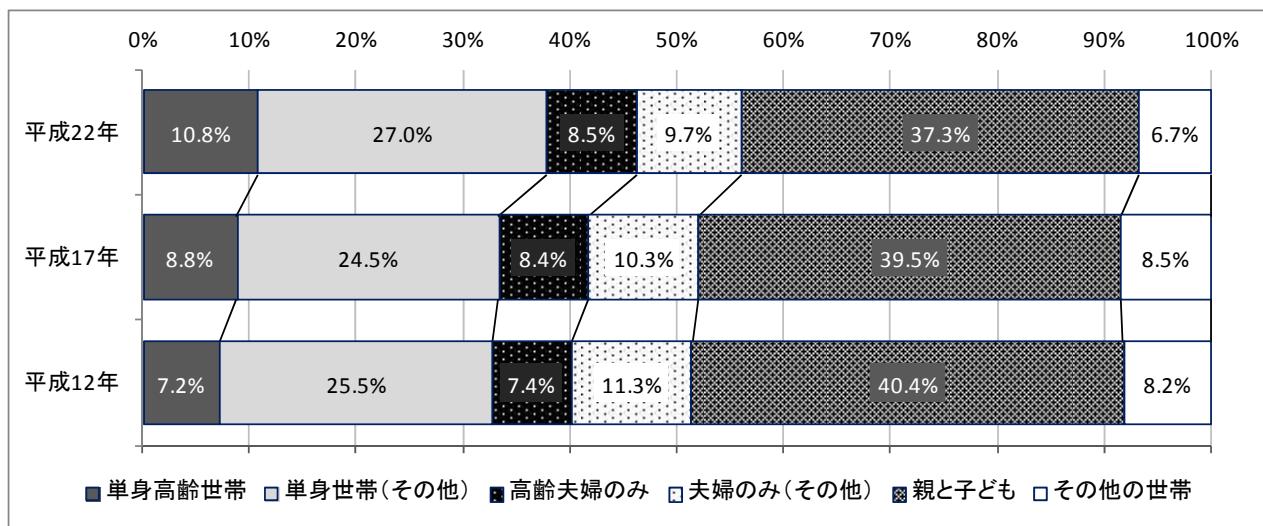


住民基本台帳・各年1月1日現在（平成25年より外国人も含む）

④家族形態の推移

家族形態の推移を見ると、単身高齢世帯と高齢夫婦のみ世帯の割合が上昇傾向にあり、特に単身高齢世帯の伸びが大きくなっています。親と子ども世帯、夫婦のみ世帯（その他）の割合は低下傾向にあります。

図1-4 家族形態の推移

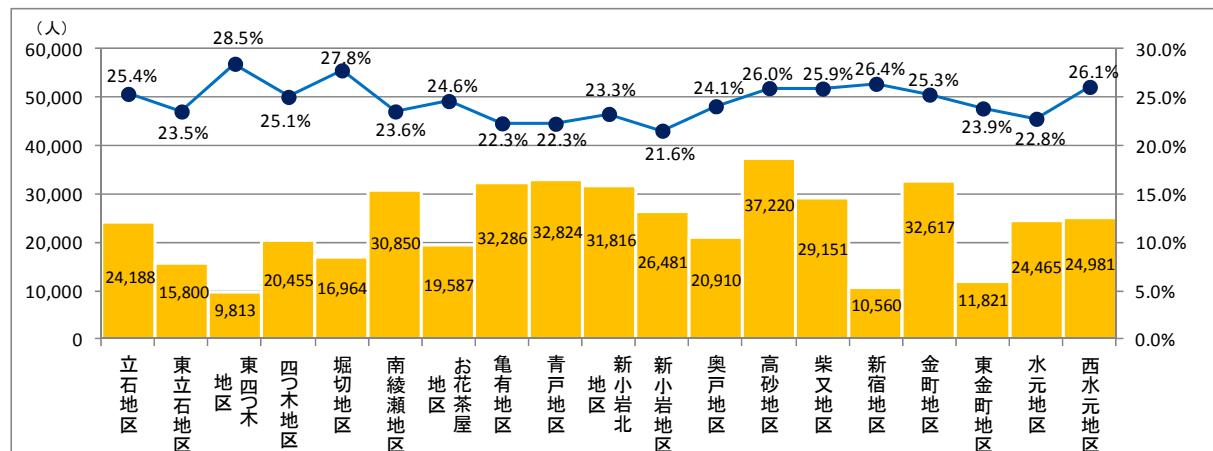


国勢調査・各年10月1日現在

⑤19 地区別人口・高齢化率

地区連合町会の19地区ごとの人口を見ると、高砂地区が37,220人と最も多く、次いで青戸地区、金町地区、亀有地区の順となっています。高齢化率は東四つ木地区が28.5%と最も高く、次いで堀切地区が27.8%となっており、この2地区では全国平均の26.8%を上回っています。新小岩地区は21.6%と19地区の中では最も低く、23区平均と同じ水準となっています。

図1-5 19地区別人口・高齢化率



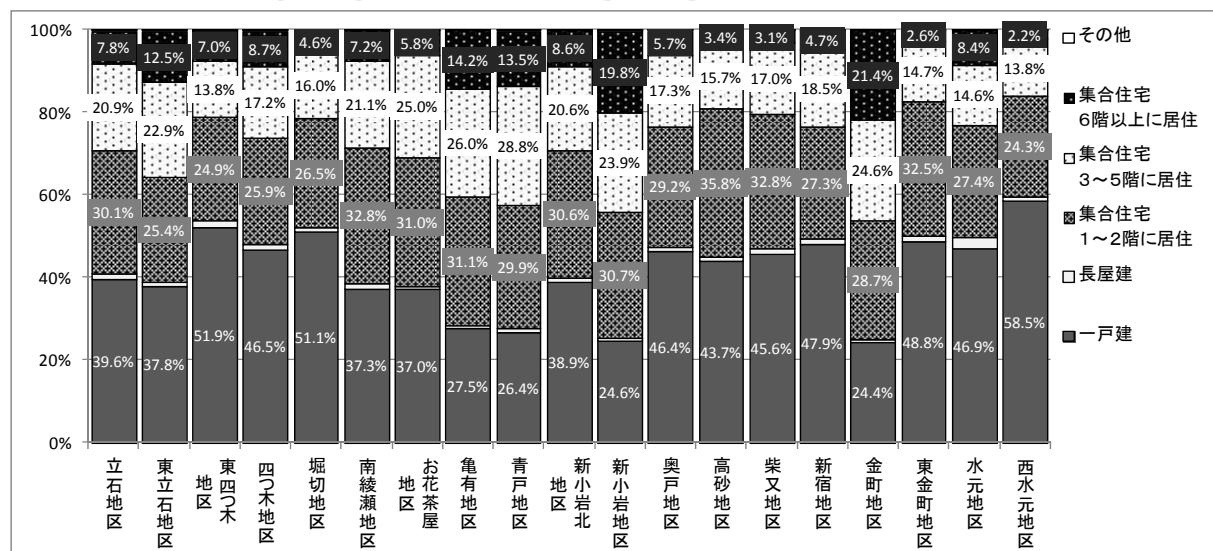
住民基本台帳・平成28年1月1日現在

※ 地区区分は地区連合町会の単位に準じていますが、統計処理の関係で範囲に若干の相違があります。

⑥19 地区別住まいの形態

19地区ごとの住まいの形態の割合を見ると、一戸建の割合は西水元地区で58.5%と最も高く、次いで東四つ木地区、堀切地区、東金町地区の順となっています。集合住宅の割合は金町地区で74.7%と最も高く、次いで新小岩地区、青戸地区、亀有地区的順となっています。金町地区と新小岩地区では6階以上に居住している世帯が約2割と多くなっています。

図1-6 19地区別住まいの形態(割合)



国勢調査・平成22年10月1日現在

※ 長屋建、その他は少数のため、割合表示を省略。

2. 地域をめぐる課題

課題 1

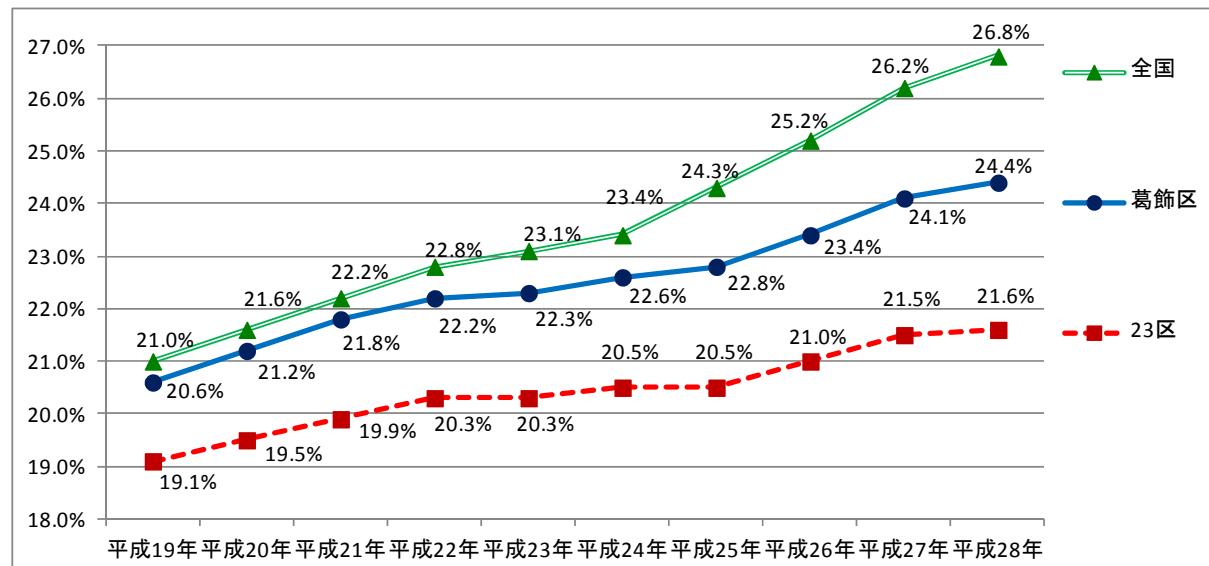
高齢者・子育てなどをめぐるさまざまな生活課題への対応

①高齢化をめぐる状況

～ 認知症高齢者・ひとり暮らし高齢者などへの支援が課題に

葛飾区の高齢化率は、平成20年以降超高齢社会の基準とされる21%を上回り、平成28年には24.4%にまで上昇しています。高齢者人口の増加とともに、高齢者人口に占める認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の割合も上昇しており、見守りや支援が必要な高齢者や、介護している家族を地域でどのように支えていくのかが課題となっています。

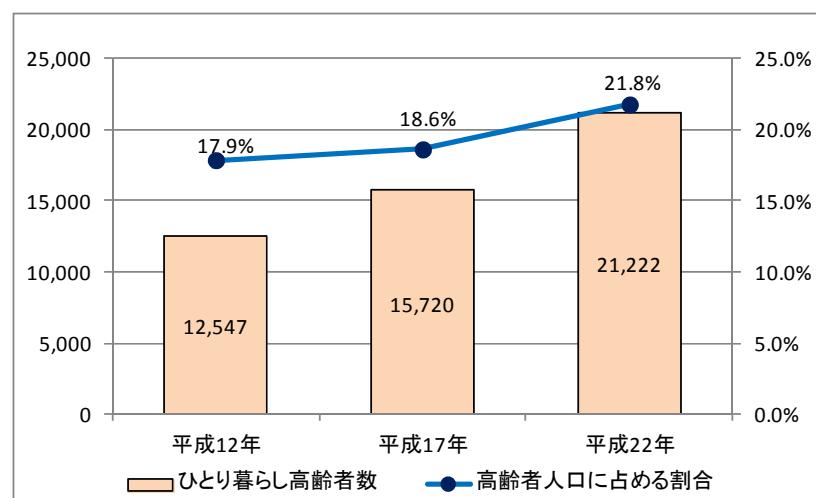
図2-1-1 高齢化率の推移（葛飾区・23区・全国の比較）



葛飾区・23区：住民基本台帳（平成25年より外国人も含む）／全国：人口推計（総務省統計局）・各年1月1日現在

図2-1-2

ひとり暮らし高齢者数



国勢調査・各年10月1日現在

②子育て負担の増大

～ 子育て世帯の負担増大や保護者の孤立、待機児童の問題など

年少人口の率が低下する中、核家族化や隣近所のつきあいの希薄化などの影響もあって、子育て世帯の負担が増大しています。祖父母など親族や隣近所の支援を受けられないなどの事情で保護者が孤立しがちであることが、産後うつや児童虐待の原因となっている場合もあります。また、女性の社会進出の進展により保育所利用者数が増加しており、葛飾区でも保育所などの整備が進められていますが、待機児童の解消には至っていないのが現状です。

図2-2-1 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

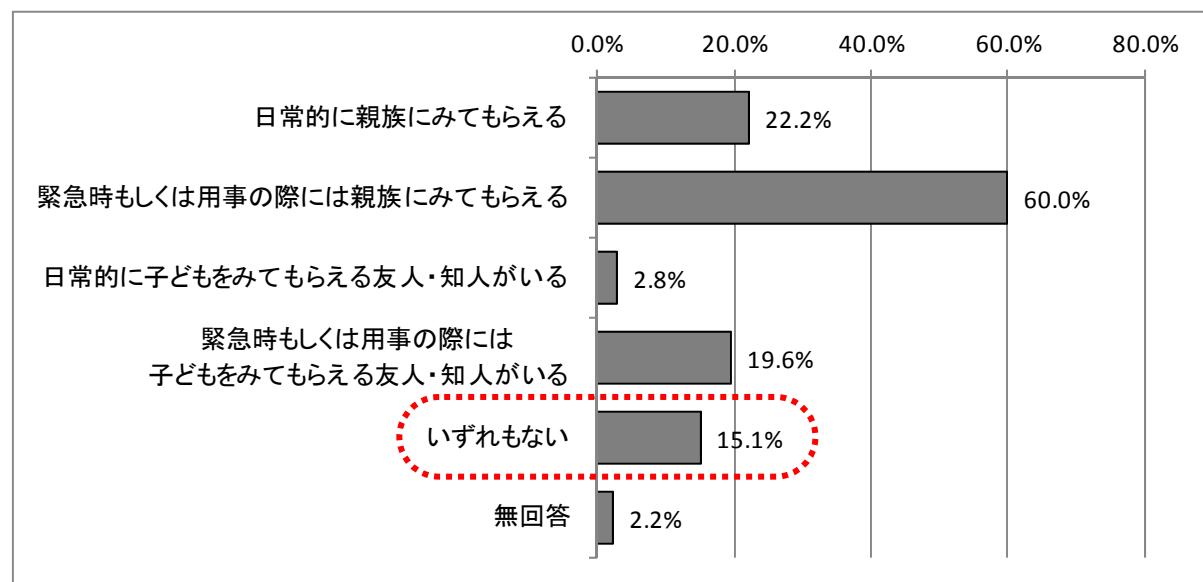
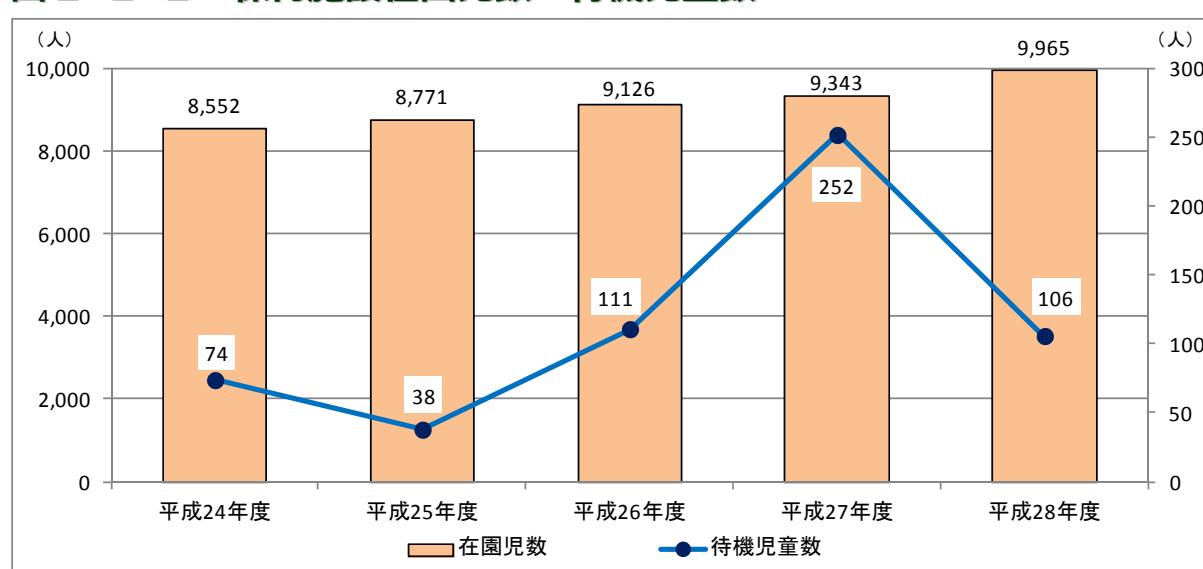


図2-2-2 保育施設在園児数・待機児童数



③障がい者支援の問題

～ 地域生活基盤の整備や障がい理解の推進、多様な障がいへの対応が課題

障害者手帳所持者数は、障がいの種別や部位によって違いはありますが、おむね増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳で伸びが大きくなっています。障がいのある方が地域で安心して暮らすためには、障がいや支援ニーズの多様化に対応した生活基盤の整備とともに、地域でともに暮らすための障がい理解を区民に広めていくことが重要です。また、発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者など、これまで制度の狭間にあった方に対する支援についても、一層の充実を図ることが必要です。

図 2-3-1 身体障害者手帳所持者数（障がいの部位別）

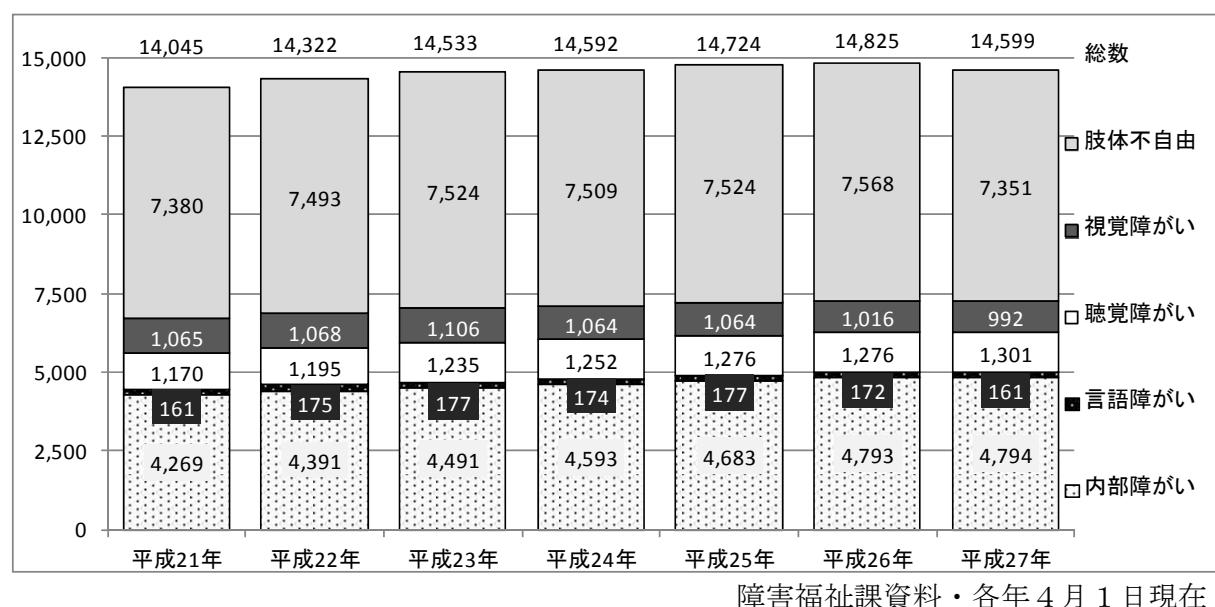
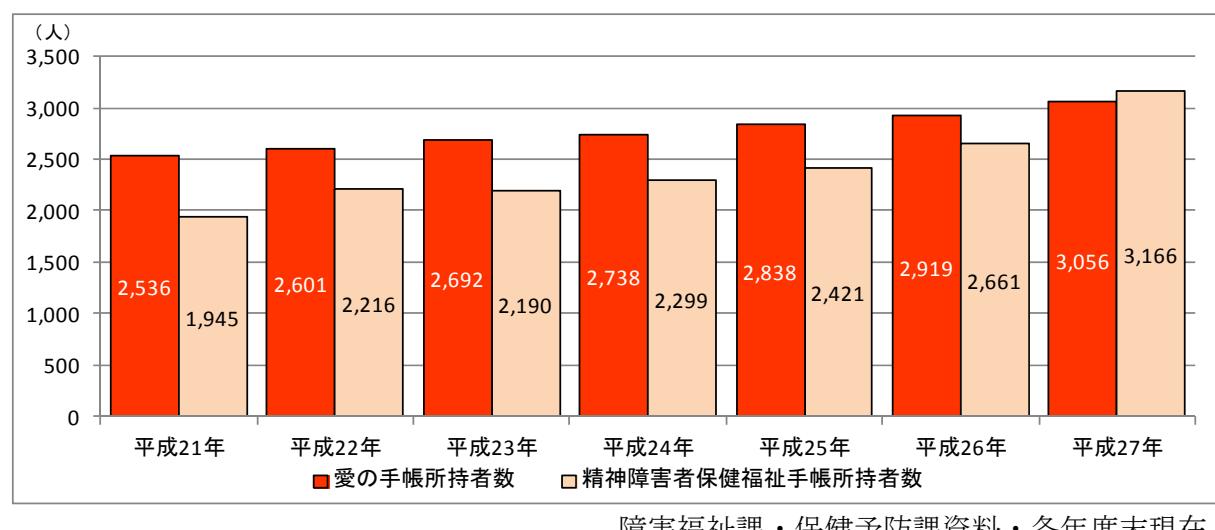


図 2-3-2 愛の手帳所持者数・精神障害者保健福祉手帳交付数



④生活課題の多様化・複雑化

～ 従来の福祉制度では十分対応できない困難を抱える人も

近年、高齢者や障がい者だけでなく、ホームレスやワーキングプア、生活困窮者やひきこもりなど、さまざまな困難を抱える人が増加しており、それぞれの方が抱える生活課題も多様化・複雑化しています。葛飾区内の自治町会でも、孤独死の発生やゴミ屋敷の問題などが顕在化しています。さまざまな生活課題に対応していくためには、従来の福祉制度の枠にとらわれず、地域の多様な社会資源を柔軟に活用していくことが必要です。

図 2-4-1 区内自治町会での孤独死発生の有無

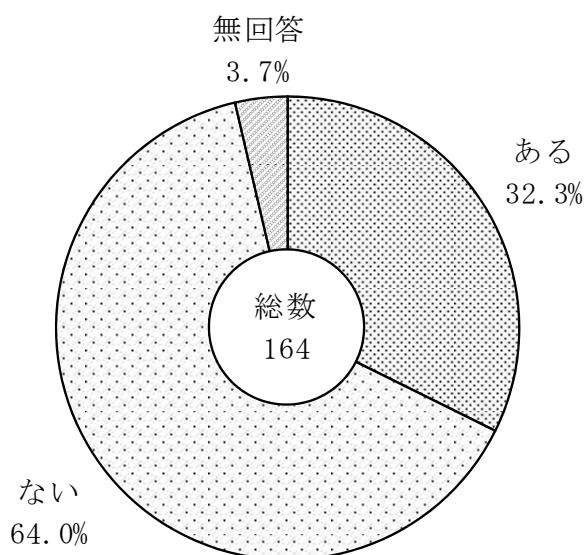
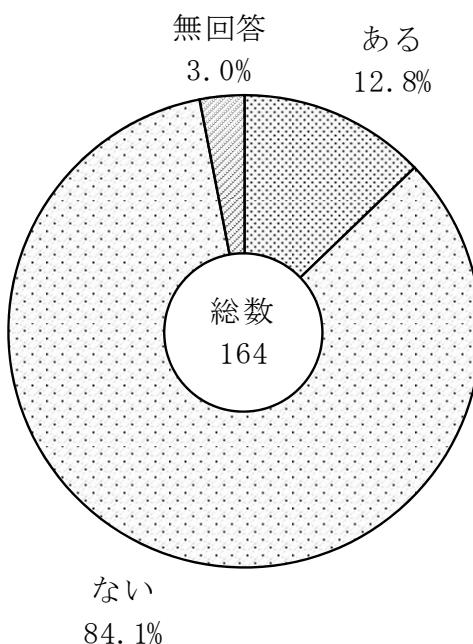


図 2-4-2 区内自治町会のゴミ屋敷の有無



課題 2

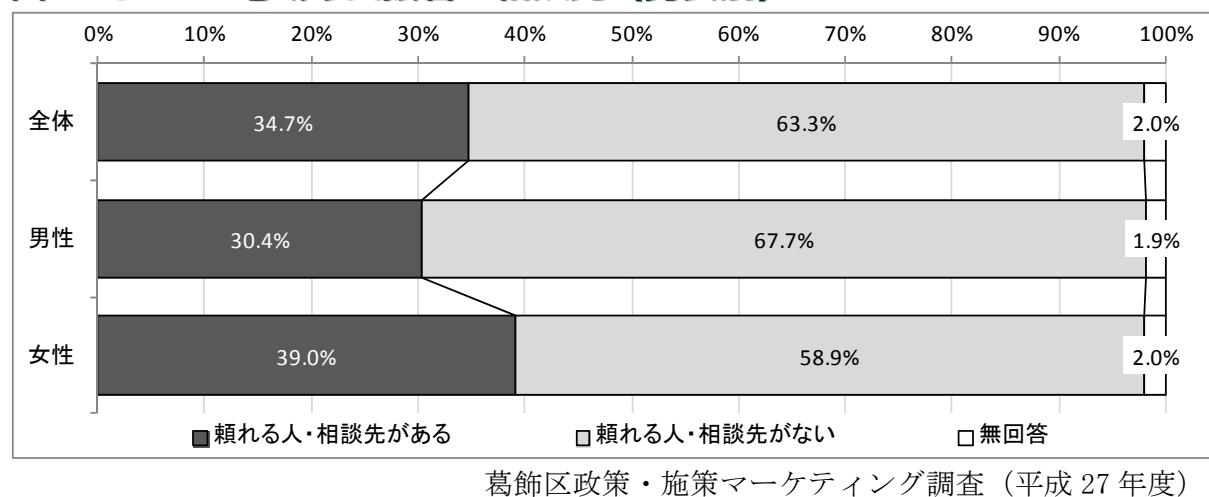
地域のつながりの希薄化と「新たな支えあい」の必要性

①地域のつながりの希薄化

～ 下町の人情味あふれる葛飾区にも共通するところがある

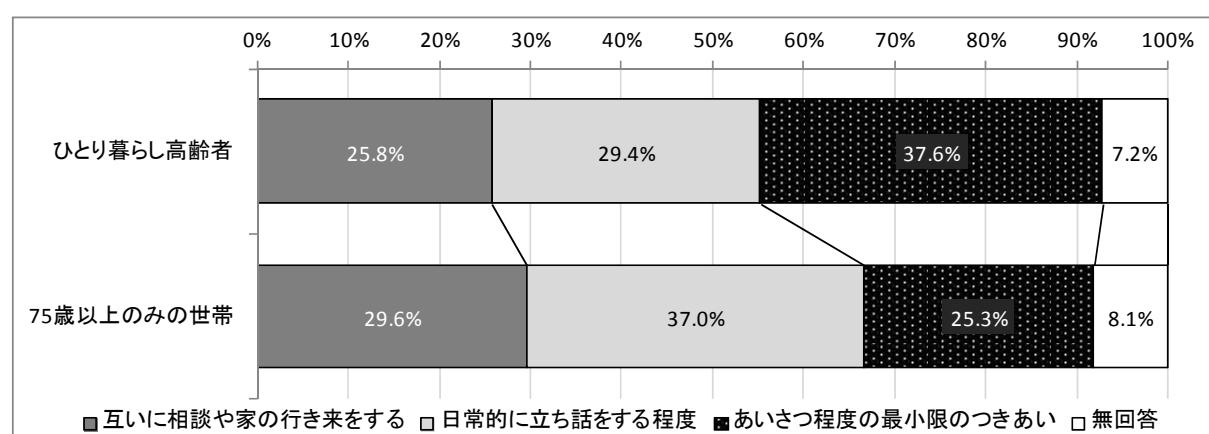
葛飾区では、区内在住年数 30 年以上の方が半数以上を占めるなど永く居住する住民が多く、下町の人情味あふれる地域性をよく保っていることが大きな特徴となっていますが、高齢化の進行や近隣関係の希薄化といった全国的な傾向とも共通するところがあります。20 歳以上の区民を対象とした調査では、地域に頼れる人や相談先がないという人は 6 割を超えています。また、ひとり暮らし高齢者を対象とした調査では、4 割近くが近隣とはいさつ程度の最小限のつきあいしかないと回答しています。

図 2-5-1 地域の支援者・相談先（男女別）



葛飾区政策・施策マーケティング調査（平成 27 年度）

図 2-5-2 ひとり暮らし高齢者・75 歳以上の世帯の近隣との交流状況



ひとり暮らし高齢者及び 75 歳以上の世帯実態調査（平成 26 年度）

②地域活動の担い手の不足

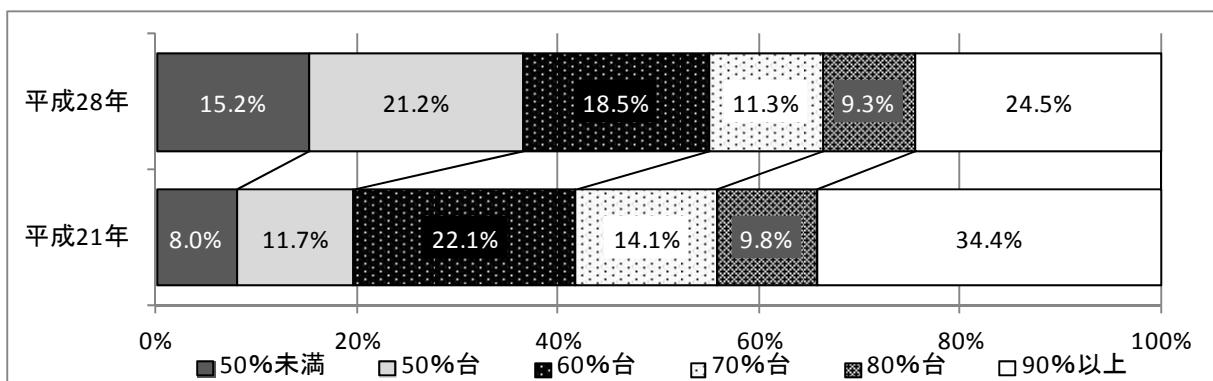
～ 活動の担い手の高齢化や後継者不足が深刻に

葛飾区では、自治町会・高齢者クラブなどの地縁団体や、さまざまな分野のボランティア・市民活動団体などが活発に活動していますが、近隣関係の希薄化や地縁団体に対する考え方の変化などもあって、町会に加入しない人の増加や活動の担い手不足が深刻な問題となっています。

アンケート調査に基づいて、平成28年の自治町会加入率を平成21年と比較すると、加入率90%以上という回答は3割台半ばから2割台半ばとなり、約10ポイント低下しています。一方で、50%未満という回答は1割弱から1割台半ばに、50%台という回答は約1割から約2割に上昇しており、全体として加入率の低下傾向が見られます。

また、町会長の方に町会役員のなり手確保に困難を感じているかどうかの設問に対し、「非常に感じている」が6割近く、「どちらかと言えば感じている」が3割近くと、8割以上の方が困難を感じていると回答しています。同様に、高齢者クラブやボランティア・市民活動団体などでも、担い手の高齢化や新たな参加者の不在などの問題が生じています。

図2-6-1 自治町会の加入率

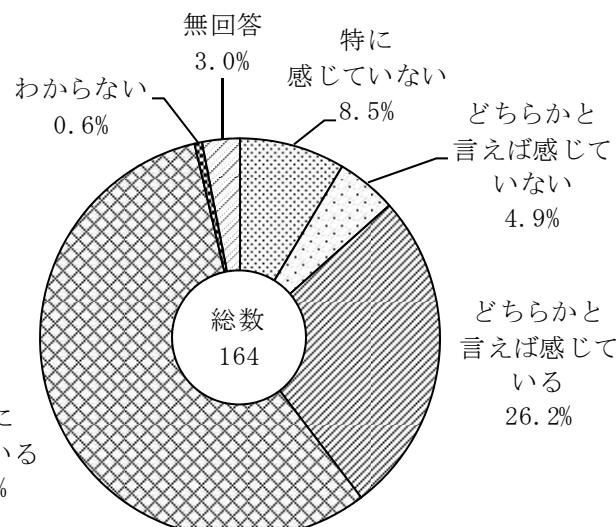


第3次葛飾区地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査報告書（平成28年度）

※ 比較の関係で、無回答は集計から除いています。

図2-6-2

**町会役員のなり手確保に
困難を感じているか**



第3次葛飾区地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査報告書（平成28年度）

③「新たな支えあい」の必要性

～意欲のある人を実際の活動参加に結びつけることが課題

こうした状況の中、地震などの災害の多発や孤独死・虐待の社会問題化などの影響もあって、地域のつながりや地域活動の大切さを見直す動きは高まっています。アンケート調査では、自治町会やボランティア・市民活動団体などの地域活動が日常生活に不可欠だと思うという回答が6割以上となっています。

一方で、意欲はあっても、さまざまな理由で活動参加にまでは至っていない方が多いことから、潜在的な参加希望者を実際の活動にどのように結びつけていくのかが大きな課題となっています。特に、年齢が若いほど地域との関わりが少ないため、今後は若い世代の地域活動への参加をどのように促していくのか、具体的な方法を検討していく必要があります。

図2-7-1 地域活動の必要意識

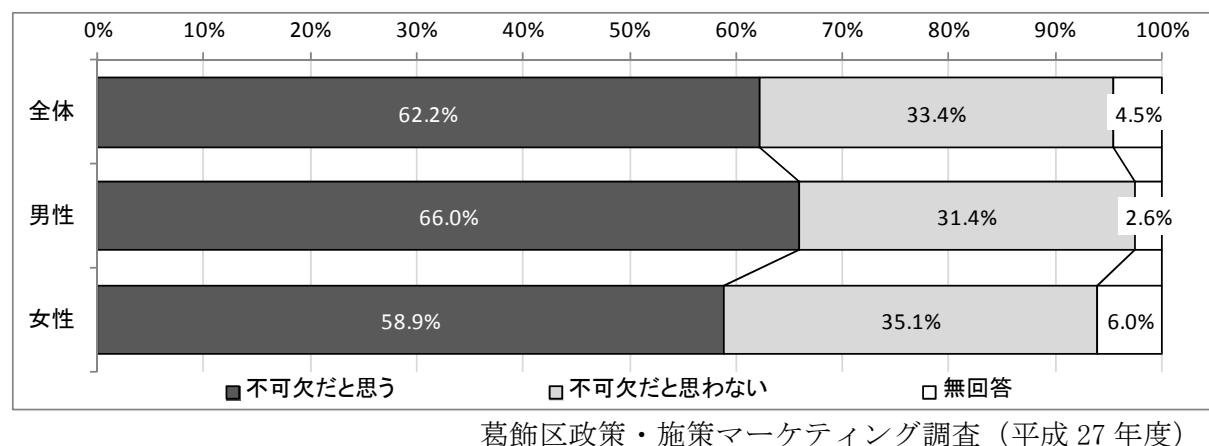
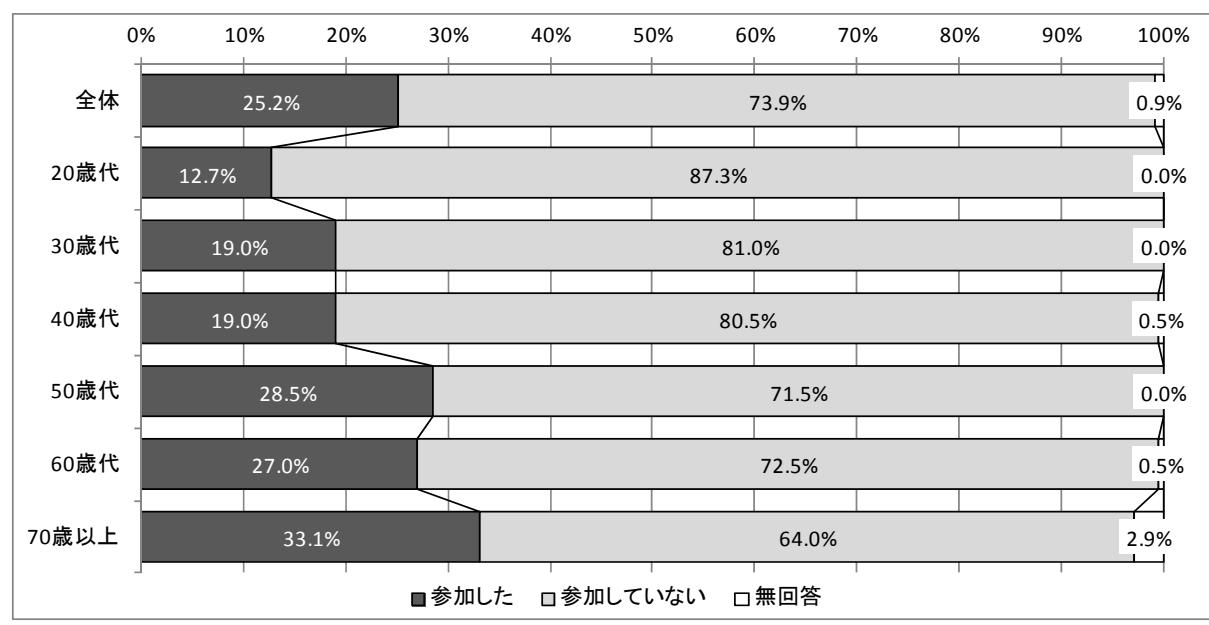


図2-7-2 最近1年間の地域活動への参加（年齢別）



課題 3

新たな時代に対応できる社協体制の構築

社協への理解促進の必要性、地域のコーディネート役としての社協へ

社協は長年、地域福祉の推進に一定の貢献をしてきましたが、その役割や取り組みが区民や地域関係者に十分理解されているとは言えないのが現状です。アンケート調査では、福祉協力委員から、社協の役割や重要性が区民にあまり知られていないことが活動の支障になっているという意見が寄せられており、より良い活動のためには、地域住民や地域関係者の理解促進が最も重要であるという結果が出ています。地域での取り組みを推進するうえで、社協の役割の重要性を広く理解してもらうことが急務となっています。

また、地域ではさまざまな活動主体が取り組みを行っていますが、自治町会などの地縁団体と、ボランティア・市民活動団体など特定の課題や目的のために取り組みを行っているテーマ型団体はそれぞれ別個の枠組で活動していることが多く、活動主体相互の理解や協力はあまり進んでいないのが現状です。アンケート調査でも、ボランティア・市民活動団体と連携や協力関係があるという自治町会は1割未満にとどまっています。

社会情勢や福祉制度が大きく変化する中、これからの中には、これまでに培ってきた地域での幅広いつながりを活かして、地域の情報共有と連携のコーディネート役としての役割を果たすことが期待されています。地域の情報センター、地域ネットワークの中心として、新たな時代に対応できる社協へ進化していくことが求められています。

図2-8-1 より良い活動のために必要なこと（福祉協力委員）

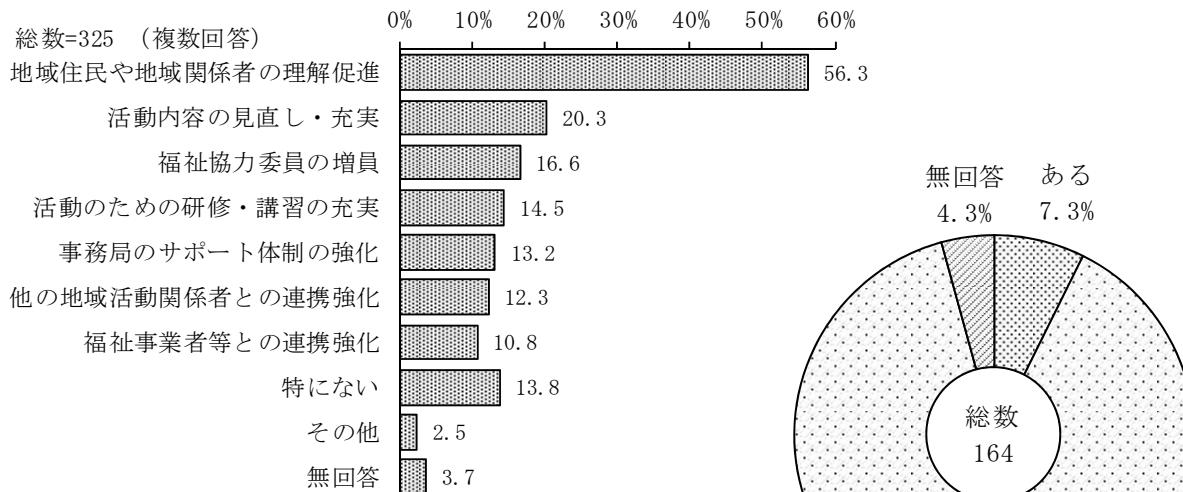


図2-8-2

自治町会のボランティアグループ・

NPO法人などの連携の有無

3. 第2次計画の成果と課題

★重点 このマークがついている取り組みは、第2次計画の重点的に推進する活動です。

(1) 地域で支えあい、つながるしくみをつくりましょう

① 小地域福祉活動の推進	★重点
<p>第2次計画の成果</p> <ul style="list-style-type: none">● 身近な地域で見守りや支えあいを推進する小地域福祉活動を全 19 地区で実施し、地区ごとにさまざまな取り組みを進めています。● 地域の人が気軽に集える場である「いきいきふれあいサロン堀切」を、地域の方々による自主事業（小地域福祉活動）として運営しています。● 活動推進のために、情報交換会やシンポジウムを開催したり、「地域支えあい活動ガイドブック」を作成、活用しています。	<p>第3次計画に向けた課題</p> <ul style="list-style-type: none">● 小地域福祉活動に対する地域住民の理解が不足しており、担い手の固定化や活動のマンネリ化が生じている地区もあります。● 今後は「地域支えあい活動ガイドブック」の活用などを通じて活動への理解を広めるとともに、区や関係団体と連携して、支援体制の充実を図ることが必要です。

② ボランティア活動推進計画の策定	★重点
<p>第2次計画の成果</p> <ul style="list-style-type: none">● ボランティア活動の拡充と活性化を目指し、平成 25 年度に「かつしかボランティア活動推進計画」を策定して取り組みの推進を図りました。	<p>第3次計画に向けた課題</p> <ul style="list-style-type: none">● 現行計画が平成 28 年度に終了するため、これまでの成果と課題をふまえて、平成 29 年度を初年度とする第2次計画を策定します。

③ 福祉教育の充実**★重点****第2次計画の成果**

- 中・高生にボランティア体験の機会を提供するボランティアスクールを開催するとともに、福祉教育推進協力校の取り組みを紹介するパネル展を開催しました。
- 小・中・高校や地域で福祉・ボランティア出前講座を開催したり、「福祉教育ハンドブック」や「福祉・ボランティア活動DVD」を作成、配布しました。

第3次計画に向けた課題

- ボランティアスクールの参加者数が伸びておらず、修了後のボランティア活動参加にもつながっていないのが現状です。今後は事業のPRを強化するとともに、中・高生に関心を持ってもらえる内容を組み入れて、参加者の増加を図る必要があります。
- 出前講座を活用していない学校や、協力校の指定を受けていない学校も多いことから、取り組みの一層の周知を図るとともに、より利用しやすい制度についても検討する必要があります。

④ ボランティアの参加促進・育成**★重点****第2次計画の成果**

- ボランティア活動の周知と活動参加のきっかけづくりを図るために、ボランティアまつりを開催しています。
- 活動参加のきっかけづくりや人材育成のために、ボランティア講座、ボランティア養成研修を実施しています。

第3次計画に向けた課題

- ボランティアまつりには、バザーや模擬店が目的で来場する人が多いことから、来場者にボランティア活動への興味・関心を持つもらうための企画・運営を行うことが必要です。
- 講座・研修の受講者数が伸び悩んでおり、また、受講者がボランティア登録に結びついていないのが現状です。特に若い世代の受講が増えていないため、ホームページやSNSの活用など若い世代に向けた周知・PRを工夫するとともに、魅力ある講座内容を企画することが必要です。

⑤ ボランティア活動の支援

★重点

第2次計画の成果

- ボランティア活動に関するさまざまな相談に応じるとともに、活動の紹介やボランティアの登録を行っています。
- ボランティアグループとの協働による取り組みを行うとともに、団体への助成や活動場所の提供などの支援を行っています。
- ボランティア活動への理解を深め、活動に役立つ情報を提供するために、ボランティアセンターだよりを年6回発行しています。

第3次計画に向けた課題

- ボランティア登録者数、相談件数ともに伸び悩んでおり、ボランティア団体助成の新規申請も少ないのが現状です。
- ボランティアセンターだよりの情報発信効果が薄くなっているため、掲載内容の再検討を図るとともに、地区担当制による支援方法の確立が必要です。

⑥ 地域団体・福祉団体等の支援

第2次計画の成果

- 地区高齢者支援活動助成事業では、高齢者福祉の増進を図るために、各地区で実施されている高齢者を対象とした敬老行事などの事業に対して助成金を支給しています。
- 地域団体や福祉団体などの活動支援の充実と効率化を図るために、青少年育成地区委員会助成、障害者福祉連合会助成、高齢者クラブ連合会助成、福祉施設等助成を地域福祉活動助成に統合し、地域で活動している福祉施設や団体に助成を行っています。

第3次計画に向けた課題

- より費用対効果の高い事業についてするために、各地区や福祉施設・団体の実施状況を把握して、成果をあげている事例の紹介などにより、助成金交付先への幅広い支援を行うとともに、事業の周知を徹底することが必要です。

(2) 区民同士のたすけあい活動を広げましょう

① 住民参加型福祉サービスの充実

第2次計画の成果

- 区民が取り組みの担い手となる地域支えあいサービスとして、しあわせサービス、ファミリー・サポート・センター、ハンディキャブ運行、生活支援ボランティア、高齢者食事サービス活動支援を運営しています。
- 協力会員やサポート会員などの取り組みの担い手を確保・育成するため、地区センターでの出張説明会や社協だより、ポスター、チラシなどを活用した周知を図っています。

第3次計画に向けた課題

- 担い手の不足や高齢化、地域による偏りなどが生じているため、新たな担い手を確保・育成することが急務となっています。取り組みについての周知を強化するとともに、利用料金や活動謝礼の見直しなども検討する必要があります。
- しあわせサービスについては、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、区事業のあり方を注視していく必要があります。

② 福祉人材の育成・活用

第2次計画の成果

- 福祉活動を担う人材の育成のために、手話講習会、福祉指導者研修会を開催しています。
- 聴覚障害者や言語障害者の社会参加を促進するため、手話通訳者の派遣を行っています。平成26年度から従来のFAXに加え、電子メールによる派遣依頼の受付を開始しました。

第3次計画に向けた課題

- 手話講習会は受講生の多様なニーズや学習歴に即した受け入れを行うとともに、手話通訳者を目指さない受講者にも、手話奉仕員などとして地域で活動してもらう機会や仕組みづくりを図ることが必要です。
- 質の高い手話通訳者の育成を図るとともに、利用者のニーズを把握し、より適切な派遣ができるよう、技術面のさらなる向上を図ることが必要です。

③ 福祉サービス利用支援の充実

★重点

第2次計画の成果

- 判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、相談から援助までの総合的・一体的な支援を行うため、平成26年に「権利擁護センター」を「成年後見センター」に改め、支援を行ってきました。
- 社協の福祉サービス利用者からの苦情に対し、社会性や客觀性を確保し、適切な対応を推進するため、第三者の立場（学識経験者、民生委員・児童委員など）からなる苦情解決第三者委員を設置し、苦情解決・調整を行っています。

第3次計画に向けた課題

- 市民後見人養成講座の実施方法や養成講座修了者の活用などについて検討するとともに、成年後見制度や訪問援助事業などの利用が伸び悩むなか、関係機関との連携強化を通じて、潜在的な需要の把握に努め、適切な支援へつなぐことが必要です。
- 苦情解決第三者委員についてのPRとともに、福祉サービス利用者の利益の保護やサービス向上を図ることが必要です。

④ 健康・生きがいづくり

第2次計画の成果

- シニア就業支援事業では、高齢者の健康と生きがいづくりを支援するために、シニアの就業相談や就業あっせんを行うとともに、区内事業所を中心とした雇用開拓や、多様な働き方に関する情報提供などを行っています。
- 介護支援センター事業では、元気な高齢者がセンターとして登録し、介護保険施設などで入所者の話し相手や趣味活動の支援などを行っています。

第3次計画に向けた課題

- シニアの就業に関しては、雇用市場の好転などで今後さらなる成果が見込めることから、より積極的な求人開拓やPRを行っていく必要があります。
- 介護支援センター事業では、登録は継続していても実際には活動していない登録者もいるため、登録者の活動促進や新規登録者の確保のためのPRをより積極的に行うことが必要です。また、地域によって登録施設数に偏りがあるため、新規受入施設の開拓にも力を入れていく必要があります。

⑤ 募金活動の推進

第2次計画の成果

- 自治町会や関係機関などの協力を得て、歳末たすけあい運動や共同募金運動を実施し、地域福祉の充実のために活用しています。

第3次計画に向けた課題

- 今後もホームページや社協だより、ポスターなどを通じてPRを積極的に行い、募金趣旨の周知や募金協力者の増強に努める必要があります。

(3)自分らしく安心して暮らせるまちをつくりましょう

① 在宅福祉サービスの充実

第2次計画の成果

- ひとり暮らし高齢者毎日訪問事業では、ひとり暮らし高齢者の見守りを行うために、事業者と協働して乳酸菌飲料の配達の際の安否確認を行っています。制度の周知のために、社協だよりでのPRや地域の高齢者クラブなどでの説明会などを行いました。
- ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業では、ひとり親家庭等の自立のために、関係機関と連携しながら一定期間ホームヘルパーの派遣を行っています。社協だよりやホームページで事業のPRを行いました。

第3次計画に向けた課題

- ひとり暮らし高齢者毎日訪問事業では、適切な安否確認を行うために、可能な限り、手渡しによる配達を徹底するとともに、安否確認を的確に実施するため、緊急連絡先の人数や住所要件、介護保険事業者の利用状況などを把握できるよう検討します。
- ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業では、ホームヘルパーの派遣だけでは解決できない困難を抱える人が増えており、関係機関や他の類似事業との連携が必要です。利用が大幅に増えた場合、現行の態勢では対応できなくなる可能性もあるため、新規事業所の開拓や契約単価の引き上げなども検討する必要があります。

② 生活福祉資金の貸付等

第2次計画の成果

- 生活福祉資金貸付事業では、低所得者、障がい者、高齢者、離職者などの世帯の自立と生活の安定を図るために、低所得世帯に対する貸付と相談支援を行っています。

第3次計画に向けた課題

- 生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯に対する貸付のため滞納になるリスクが高く、長期滞納者も多くなっています。東京都社会福祉協議会と協働して滞納貸付金の回収や整理に取り組むとともに、自立相談支援窓口とも連携して、貸付世帯の自立を図ることが必要です。

③ 災害ボランティア活動の支援

★重点

第2次計画の成果

- 災害時のボランティア支援体制の充実を図るため、災害ボランティアの登録や受け入れ体制の整備をすすめるとともに、講座・訓練などを実施しています。基本マニュアル、運営マニュアルの見直しを行い、区民向け講座や職員訓練・勉強会などで活用しています。
- 災害ボランティアセンターブロック会議やN P O団体など関係機関との意見交換などを行うとともに、区職員の講師派遣や訓練参加を通じて、区との連携を図りました。

第3次計画に向けた課題

- 講座や訓練参加時の登録が少ないため、参加者への周知を徹底するとともに、講座・訓練などの充実を通じて登録者の意識向上を図ることが必要です。参加者の多くが中高年のため、若年層への啓発を強化する必要があります。
- 運営スタッフを務めるボランティアの確保が不十分であることから、ボランティアリーダーの位置づけの明確化と育成に向けたプログラムの確立が必要です。
- 災害支援団体の情報把握が不十分であり、地域貢献活動サポートデスクを通じて地域団体との連携構築を図るとともに、区の関係部所との連携を一層強化することが必要です。

④ 財政基盤の強化

第2次計画の成果

- 社協の財政基盤の強化・安定を図るために、約800人の区民の方に福祉協力委員として会員会費増強活動への協力を得ており、その意義は大きくなっています。
- 平成27年度から新規受託事業を実施するとともに、基金の適正な運用や、募金配分金の活用を図っています。

第3次計画に向けた課題

- 会員会費の増強・収納は社会の変容とともに徐々に難しくなっていますが、引き続き福祉協力委員と協力して増強活動を継続するとともに、事務局による取り組みを強化していくことも必要です。担当課だけではなく、役員・職員全員が常に社協のPRと会員増強に努める必要があります。
- 社協の役割や取り組みに関する周知を一層強化するとともに、小地域福祉活動など地域のあらゆる場で区民の理解を深める努力が必要です。
- 自主財源の安定的な確保、受託事業の積極的な実施に努めるとともに、安全かつ有効な基金運用をより一層推進することが必要です。また、募金実績額が毎年微減傾向にあるため、募金の意義や助成金の使途についてのPRを図り、区民の理解を深めていくことが必要です。

⑤ 広報・啓発活動の充実

★重点

第2次計画の成果

- 必要な人に必要な情報が届くよう に、社協だより、社協の案内・ガイ ドブックなどの発行・活用を通じて 周知・啓発を行っています。
- 見やすく、わかりやすく、役に立つ ホームページにするために、内容や 掲載方法について検討し、リニュー アルやコンテンツの追加などを行いました。社協だよりなどの発行紙には必ずホームページの紹介を掲載し、区や他団体のホームページとも 連携して閲覧促進を図っています。

第3次計画に向けた課題

- 区民に社協を知ってもらうために、引き続き発行紙の内容充実や、見せ方、伝え方の工夫を図ることが必要です。
- 区民への情報発信や社協運営の透明 性を高めるための手段として、ホーム ページの一層の利用拡大を図るために、見やすさを損なわない形で情報量 を増やしたり、迅速な情報更新を行う ことが必要です。

⑥ 社協運営の充実

第2次計画の成果

- 事業評価制度による事務事業の見直 しを行うために、平成 24 年度、25 年度には外部評価委員会を開催し、 平成 26 年度以降は内部評価を行つて、結果をホームページで公表して います。
- 事務局執行体制の構築を図り、限ら れた人数で効率的な組織運営を行え るように、さまざまな問題に適切に 対応できる人員配置を行いました。

第3次計画に向けた課題

- 関係機関との連携を含めた評価方法 の見直しと外部評価委員会の設置を行い、法人運営のさらなる効率化を図ることが必要です。
- 長期的な人材育成を行うために、研修 体系を確立するとともに、職員の適正 配置に一層努めることで、引き続き執 行体制の構築に努めることが必要で す。また、区との連絡調整の場を設け、 情報共有と連携を一層推進する必要 があります。

4. 第3次計画に向けたポイント

葛飾区の現状、地域をめぐる課題、第2次計画の進捗状況などを踏まえて、第3次計画期間の5年間に重点的に対応する必要があるポイントを4点に集約しました。本計画の推進にあたっては、これらのポイントを特に念頭に置いて取り組みを実施していきます。

ポイント1 新たな制度や課題への適切な対応

国的人口動態統計による少子高齢化の進展や人口減少社会の到来などを背景に、高齢者や障がい者、児童福祉制度の改正や社会福祉法人の改革、社会福祉法人の連携による地域公益活動の推進など、地域を取り巻く福祉制度が大きく変革されています。社協はこれまで以上にアンテナを高くし、新たな制度や課題に対応できる地域福祉を推進していきます。

ポイント2 活動の担い手や参加者の増加促進

多くの取り組みで、活動の担い手の固定化・高齢化が進んでおり、講座・講習等の参加者数やボランティアの登録者数も伸び悩んでいるのが現状です。新たな担い手となる区民へのアプローチや参加者の確保、特に若い世代の参加をより積極的に促していくことが重要です。

ポイント3 社協の役割と取り組みについてのPR強化

社協の役割が区民に十分理解されておらず、取り組みに関する情報が必要としている人に必ずしも届いていないことが多くなっています。新たな周知方法やメディアの活用などを検討するとともに、社協職員ができるだけ地域に出て住民や関係者との関係づくりを進めることも重要です。

ポイント4 地域のコーディネート役としての社協へ

地域ではさまざまな活動主体が取り組みを行っていますが、自治町会やボランティア団体など、異なる取り組みをしている活動主体相互の理解や協力はあまり進んでいないのが現状です。これからの社協は、職員がより積極的に地域に出て人の輪の中に入っていくことで地域とのつながりを一層強化し、地域のコーディネート役、人と情報のネットワークの中心としての役割を果たしていくことを目指します。

第3章

第
3
章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

みんなで創り・^{つく}_{はぐく}育む
安心して暮らせる「わがまち葛飾」

葛飾区地域福祉活動計画では、第1次計画から「みんなで創り・育む 安心して暮らせる『わがまち葛飾』」を基本理念に掲げて地域福祉を推進してきました。地域福祉の主役は区民自身であり、「安心して暮らせる『わがまち葛飾』」は全ての区民と関係者が参加して、自分たちで「創り」「育む」ものです。第3次計画でもこの理念を継承し、引き続き取り組みを推進していきます。

2. 基本目標

基本理念を実現するために目指すべき目標として、以下の基本目標を掲げます。

みんなで創り・^{つく}_{はぐく}育む 地域のきずな

みんなで創り・^{つく}_{はぐく}育む 理解しあうこころ

みんなで創り・^{つく}_{はぐく}育む 思いやりと安心の輪

基本目標 1

みんなで創り・育む 地域のきずな

地域福祉は地域住民とさまざまな活動主体が協働して推進していくものですが、その基礎となるのは身近な地域の人と人とのつながりです。さまざまな仕組みや取り組みを実施しても、地域の中で人のつながりや助け合う心が希薄であっては、それらをうまく活かしていくことは困難です。それぞれの地域で人の交流を促し、地域のきずなを深めていくことを通じて、安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現を目指します。

基本目標 2

みんなで創り・育む 理解しあうこころ

地域では子どもや青少年、高齢者、障がい者、外国人など、さまざまな人が生活していますが、普段の生活の中で多くの人と知り合ったり、交流したりする機会は少ないのが現状です。地域での支えあいや助けあいは、まずお互いのことをよく知り、理解しあうところから始まります。異なる世代、さまざまな立場の人同士がお互いに顔の見える関係を築き、共に暮らしていく地域をつくりあげていくことで、安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現を目指します。

基本目標 3

みんなで創り・育む 思いやりと安心の輪

すべての人が安心して暮らすことができる地域の実現を目指すには、公的な福祉制度も重要ですが、地域が抱える生活課題や必要とされている支援は多種多様であり、それにきめ細かく対応していくためには、区民やさまざまな関係者がそれぞれの力を活かして、柔軟な支援を提供していくことが必要になってきます。すべての区民や関係者が思いやりの心を持ち、安心の輪を広げていくことを通じて、安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現を目指します。

3. 計画の体系

基本理念・基本目標に基づき、以下のような体系で取り組みを推進していきます。

基本理念	基本目標	基本方針
みんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」	1 2 3 みんなで創り・育む みんなで創り・育む 地域のきずな 思いやりと安心の輪 理解しあうこころ	1. 地域で支えあい、つながる しくみをつくります 【地域住民主体の取り組み】
		2. 区民同士のたすけあい活動を 広げます 【地域住民と社協が協力する取り組み】
		3. 自分らしく安心して暮らせる まちをつくります 【社協が支援を提供する取り組み】
		4. 「わがまち葛飾」を実現する ための組織をつくります 【社協の組織運営に関する取り組み】

★ このマークがついている取り組みは、ボランティア活動推進計画で重点的に推進します。

取り組みの柱	主な取り組み
(1) 小地域福祉活動の推進 重点1 48ページ	①実施体制の整備・活動支援 ②活動に関する情報交換会などの開催 ③活動の担い手の拡大・育成 ①ボランティアまつり ②ボランティア講座 ③専門ボランティア養成講座 ★ ④相談・紹介・登録 ⑤ボランティアグループ支援 ⑥情報収集・発信のしくみの充実 ★ ①ボランティアスクール ②福祉・ボランティア出前講座 ★ ③福祉教育推進協力校支援 ④福祉教育研修会
(2) ボランティア活動の推進 50ページ	①地区高齢者支援活動助成 ②地域福祉活動助成
(3) 福祉教育の充実 51ページ	①しあわせサービス ②新しい住民参加型家事援助サービス ③ファミリー・サポート・センター ④ハンディキャブ運行 ⑤生活支援ボランティア ⑥高齢者食事サービス活動支援
(4) 地域団体・福祉団体等の支援 52ページ	①成年後見センター ②人生のエンディングの準備支援事業 ③苦情解決第三者委員の設置・運営 ①ワークスかつしか（シニア就業支援事業） ②高齢者作品展 ③介護支援サポーター ①手話講習会 ②手話通訳者派遣 ①歳末たすけあい・地域福祉活動募金 ②赤い羽根共同募金 ①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業 ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ①生活福祉資金貸付事業 ②小口生活資金貸付 ①災害ボランティア登録制度 ★ ②災害ボランティア支援 ③災害ボランティア講座 ④関係機関との連携体制づくり ①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備 ④活動計画に対する区の支援要請 ①社協だよりの発行 ②社協の案内・ガイドブックの発行 ③ウェブメディアなどの活用 ④評議員会の審議事項の情報提供等 ①会員増強活動 ②事業収入の確保 ③区・都・東社協からの助成援助 ④基金運用 ⑤募金配分金の活用
(1) 地域支えあい活動の充実 重点2 53ページ	①成年後見センター ②人生のエンディングの準備支援事業 ③苦情解決第三者委員の設置・運営 ①ワークスかつしか（シニア就業支援事業） ②高齢者作品展 ③介護支援サポーター ①手話講習会 ②手話通訳者派遣 ①歳末たすけあい・地域福祉活動募金 ②赤い羽根共同募金 ①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業 ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ①生活福祉資金貸付事業 ②小口生活資金貸付 ①災害ボランティア登録制度 ★ ②災害ボランティア支援 ③災害ボランティア講座 ④関係機関との連携体制づくり ①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備 ④活動計画に対する区の支援要請 ①社協だよりの発行 ②社協の案内・ガイドブックの発行 ③ウェブメディアなどの活用 ④評議員会の審議事項の情報提供等 ①会員増強活動 ②事業収入の確保 ③区・都・東社協からの助成援助 ④基金運用 ⑤募金配分金の活用
(2) 成年後見センター機能の活用 重点3 56ページ	①成年後見センター ②人生のエンディングの準備支援事業 ③苦情解決第三者委員の設置・運営 ①ワークスかつしか（シニア就業支援事業） ②高齢者作品展 ③介護支援サポーター ①手話講習会 ②手話通訳者派遣 ①歳末たすけあい・地域福祉活動募金 ②赤い羽根共同募金 ①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業 ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ①生活福祉資金貸付事業 ②小口生活資金貸付 ①災害ボランティア登録制度 ★ ②災害ボランティア支援 ③災害ボランティア講座 ④関係機関との連携体制づくり ①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備 ④活動計画に対する区の支援要請 ①社協だよりの発行 ②社協の案内・ガイドブックの発行 ③ウェブメディアなどの活用 ④評議員会の審議事項の情報提供等 ①会員増強活動 ②事業収入の確保 ③区・都・東社協からの助成援助 ④基金運用 ⑤募金配分金の活用
(3) 健康づくり・生きがいづくり 57ページ	①ワークスかつしか（シニア就業支援事業） ②高齢者作品展 ③介護支援サポーター ①手話講習会 ②手話通訳者派遣 ①歳末たすけあい・地域福祉活動募金 ②赤い羽根共同募金 ①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業 ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ①生活福祉資金貸付事業 ②小口生活資金貸付 ①災害ボランティア登録制度 ★ ②災害ボランティア支援 ③災害ボランティア講座 ④関係機関との連携体制づくり ①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備 ④活動計画に対する区の支援要請 ①社協だよりの発行 ②社協の案内・ガイドブックの発行 ③ウェブメディアなどの活用 ④評議員会の審議事項の情報提供等 ①会員増強活動 ②事業収入の確保 ③区・都・東社協からの助成援助 ④基金運用 ⑤募金配分金の活用
(4) 福祉人材の育成・活用 58ページ	①歳末たすけあい・地域福祉活動募金 ②赤い羽根共同募金 ①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業 ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ①生活福祉資金貸付事業 ②小口生活資金貸付 ①災害ボランティア登録制度 ★ ②災害ボランティア支援 ③災害ボランティア講座 ④関係機関との連携体制づくり ①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備 ④活動計画に対する区の支援要請 ①社協だよりの発行 ②社協の案内・ガイドブックの発行 ③ウェブメディアなどの活用 ④評議員会の審議事項の情報提供等 ①会員増強活動 ②事業収入の確保 ③区・都・東社協からの助成援助 ④基金運用 ⑤募金配分金の活用
(5) 募金活動の推進 59ページ	①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業 ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ①生活福祉資金貸付事業 ②小口生活資金貸付 ①災害ボランティア登録制度 ★ ②災害ボランティア支援 ③災害ボランティア講座 ④関係機関との連携体制づくり ①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備 ④活動計画に対する区の支援要請 ①社協だよりの発行 ②社協の案内・ガイドブックの発行 ③ウェブメディアなどの活用 ④評議員会の審議事項の情報提供等 ①会員増強活動 ②事業収入の確保 ③区・都・東社協からの助成援助 ④基金運用 ⑤募金配分金の活用
(1) 在宅福祉サービスの充実 60ページ	①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業 ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ①生活福祉資金貸付事業 ②小口生活資金貸付 ①災害ボランティア登録制度 ★ ②災害ボランティア支援 ③災害ボランティア講座 ④関係機関との連携体制づくり ①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備 ④活動計画に対する区の支援要請 ①社協だよりの発行 ②社協の案内・ガイドブックの発行 ③ウェブメディアなどの活用 ④評議員会の審議事項の情報提供等 ①会員増強活動 ②事業収入の確保 ③区・都・東社協からの助成援助 ④基金運用 ⑤募金配分金の活用
(2) 生活福祉資金の貸付等 61ページ	①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業 ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ①生活福祉資金貸付事業 ②小口生活資金貸付 ①災害ボランティア登録制度 ★ ②災害ボランティア支援 ③災害ボランティア講座 ④関係機関との連携体制づくり ①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備 ④活動計画に対する区の支援要請 ①社協だよりの発行 ②社協の案内・ガイドブックの発行 ③ウェブメディアなどの活用 ④評議員会の審議事項の情報提供等 ①会員増強活動 ②事業収入の確保 ③区・都・東社協からの助成援助 ④基金運用 ⑤募金配分金の活用
(3) 災害ボランティア活動の支援 62ページ	①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業 ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ①生活福祉資金貸付事業 ②小口生活資金貸付 ①災害ボランティア登録制度 ★ ②災害ボランティア支援 ③災害ボランティア講座 ④関係機関との連携体制づくり ①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備 ④活動計画に対する区の支援要請 ①社協だよりの発行 ②社協の案内・ガイドブックの発行 ③ウェブメディアなどの活用 ④評議員会の審議事項の情報提供等 ①会員増強活動 ②事業収入の確保 ③区・都・東社協からの助成援助 ④基金運用 ⑤募金配分金の活用
(1) 社協運営の充実 64ページ	①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業 ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ①生活福祉資金貸付事業 ②小口生活資金貸付 ①災害ボランティア登録制度 ★ ②災害ボランティア支援 ③災害ボランティア講座 ④関係機関との連携体制づくり ①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備 ④活動計画に対する区の支援要請 ①社協だよりの発行 ②社協の案内・ガイドブックの発行 ③ウェブメディアなどの活用 ④評議員会の審議事項の情報提供等 ①会員増強活動 ②事業収入の確保 ③区・都・東社協からの助成援助 ④基金運用 ⑤募金配分金の活用
(2) 情報発信・広報活動の強化 重点4 65ページ	①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業 ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ①生活福祉資金貸付事業 ②小口生活資金貸付 ①災害ボランティア登録制度 ★ ②災害ボランティア支援 ③災害ボランティア講座 ④関係機関との連携体制づくり ①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備 ④活動計画に対する区の支援要請 ①社協だよりの発行 ②社協の案内・ガイドブックの発行 ③ウェブメディアなどの活用 ④評議員会の審議事項の情報提供等 ①会員増強活動 ②事業収入の確保 ③区・都・東社協からの助成援助 ④基金運用 ⑤募金配分金の活用
(3) 財政基盤の強化 66ページ	①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業 ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ①生活福祉資金貸付事業 ②小口生活資金貸付 ①災害ボランティア登録制度 ★ ②災害ボランティア支援 ③災害ボランティア講座 ④関係機関との連携体制づくり ①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備 ④活動計画に対する区の支援要請 ①社協だよりの発行 ②社協の案内・ガイドブックの発行 ③ウェブメディアなどの活用 ④評議員会の審議事項の情報提供等 ①会員増強活動 ②事業収入の確保 ③区・都・東社協からの助成援助 ④基金運用 ⑤募金配分金の活用

第 4 章

重点的な取り組み

第3次計画の重点的な取り組みについて

第3章で集約した4点のポイントも踏まえて、第3次計画のさまざまな取り組みの中でも特に重要なものを今期の重点的な取り組みに定め、今後5年間で取り組みを集中的に推進していきます。各取り組みの中でも特に重要な項目について重点目標を掲げ、取り組みの評価を行う際の指標とします。

重点1 小地域福祉活動の推進

活動の背景と方向

下町の人情味あふれる地域性を持つ葛飾区でも、地域のつながりは徐々に薄れつつあります。ゆたかな地域性を再び取り戻すために、住民同士の交流を図ることで人のつながりを深めていく取り組みを促進します。また、地域住民が専門機関や関係者・関係団体と連携しながら、自分たちにできる範囲で地域課題を解決していくように、見守り活動や支えあい活動などの小地域福祉活動を推進していきます。

活動の目的

身近な地域で「ふれあい・支えあい・たすけあう」活動の仕組みをつくり、区民が中心となって、地域の困りごとや心配ごとなどの解決に向けた方法や活動を考えるとともに、『福祉』をキーワードとして地域のつながりを取り戻します。



お茶飲み会（金町地区）

活動主体ごとの取り組み

区民の取り組み	関係者・関係機関の取り組み	社協の取り組み
地域の推進組織に参加して、地域の困りごとや心配ごとの解決に向け活動しましょう。	それぞれの活動分野に応じて、区民の取り組みを支援したり、協働して活動しましょう。	区民の活動にさまざまな支援を行うとともに、他の地域の活動に関する情報提供や地域同士の交流促進を図ります。



具体的な取り組み

実施体制の整備・活動支援

- ・実施地区において活動の継続と充実を図ることができるよう支援します。
- ・職員体制や助成金など、支援方法の見直しに向けた検討を進めます。

活動に関する情報交換会などの開催

- ・それぞれが抱える問題や課題などを共有し、今後の活動に活かしていくことを目的に、区内全域、あるいは一定の区域を単位に情報交換会などを開催します。

活動の担い手の拡大・育成

- ・町会役員や民生委員・児童委員など実施地区のリーダーを対象に研修会を実施します。
- ・新たな担い手を発掘し、活用するため、講座などを開催します。

■重点2 地域支えあい活動の充実

活動の背景と方向

高齢者や障がい者、子育て中の保護者などが地域で生活するためには、ごみ出しや外出時の付き添い、短時間の子どもの預かりなど、ちょっとした手助けが必要になることがあります。地域には、支援を必要としている人とともに、機会があれば支援を提供したいと考えている人も数多くいます。このため、両者のマッチングを図ることでさまざまな困りごとを解決に結びつけることが可能です。このような仕組みとして運営されているしあわせサービスやファミリー・サポート・センターなどの地域支えあい活動を一層充実させていくとともに、活動を支える協力会員・サポート会員などの人材育成やスキル向上を図っていきます。

活動の目的

支援を必要としている人、支援を提供したい人のマッチングを通じて、支えあいの仕組みがうまく機能するように調整を図るとともに、区民へのPRや活動の担い手の発掘・育成を積極的に推進することで、誰もが支えあいやたすけあいの担い手となれる地域社会を築いていきます。



ファミリー・サポート・センター
(研修中の救命講習)

活動主体ごとの取り組み

区民の取り組み	関係者・関係機関の取り組み	社協の取り組み
普段から身近な地域での支えあいを実践するとともに、協力会員・サポート会員などとして地域支えあい活動に参加しましょう。	それぞれの活動分野に応じて、支援を必要としている人に関する情報共有や、支援する上での連携・協力を図りましょう。	支えあいの仕組みの構築や運営を行うとともに、関係者・関係団体や区とも連携して、区民へのPRや担い手の発掘・育成を推進します。



具体的な取り組み

しあわせサービス

- 公的サービスでは対応していない家事援助などを、地域住民同士の共助による解決につなげるために、人材の確保を図るとともに、利用者の多様なニーズなどに対応できるように事業の一部見直しを行ないます。
- 区の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で取り上げられている「地域住民が主体となって取り組む事業」について検討を行います。

ファミリー・サポート・センター

- 子育てをめぐる社会経済状況の変化とともに、多様化した利用者のニーズに対応することができるよう、人材確保や現任会員のレベルアップなどを行います。
- 事業内容などについて改めて区と協議・検討を行います。

ハンディキャブ運行

- 利用者の要望に的確に応えられるよう、運転ボランティアの確保とスキルアップを図ります。

生活支援ボランティア

- 高齢者や障がい者のちょっとした困りごとの解決に向け、生活支援ボランティアの確保とスキルアップを図ります。

高齢者食事サービス活動支援

- 食事サービス実施団体の体制強化を図るため、専門ボランティア講座の実施などにより、人材の育成・発掘に努めます。

■重点3 成年後見センター機能の活用

活動の背景と方向

近年、悪徳商法や振り込め詐欺、経済的虐待など、高齢者や障がい者など自らの権利を守ることが難しい人を脅かす事態が多発しています。また、福祉サービスを利用するための手続きや、お金や書類などの管理を自分で行うことが難しいために地域生活の継続に困難を抱える人もいます。成年後見センターでは、高齢者や障がい者などが安心して地域で暮らせるように、福祉サービスの利用の相談や援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス、成年後見制度への利用支援などを行っています。今後も、関係機関との連携を密にして、潜在的な需要を発掘していくとともに、成年後見センター機能をさらに活用していきます。

活動の目的

区民や関係者・関係団体、社協（成年後見センター）、区が連携しながら、成年後見制度をはじめとする権利擁護のための制度や仕組みの活用・推進を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるようにしていきます。



市民後見人養成講座

活動主体ごとの取り組み

区民の取り組み	関係者・関係機関の取り組み	社協の取り組み
身近な地域で支援が必要な人の発見・見守りに努め、必要に応じて成年後見センターや区、地域包括支援センター、民生委員・児童委員などの関係者につなげましょう。	それぞれの専門性を活かしながら、支援が必要な人を支えるネットワークを構築していきましょう。	成年後見センターの機能強化と周知・活用に努めるとともに、区の関係所管とも連携しながら、権利擁護のためのネットワークを構築・活用していきます。

具体的な取り組み

市民後見人の養成に向けた取り組み・市民後見人に対する後見監督の受任

- ・市民後見人養成講座を実施し、後見支援員の活動を通じて、市民後見人候補者を育成していきます。
- ・養成をした「市民後見人」が後見人などを受任した場合、社協がその監督人となり、後見業務を支援します。

地域福祉権利擁護事業・財産保全管理サービス事業

- ・判断能力が不十分な方などが、地域での在宅生活を続けることができるよう福祉サービスの利用手続きの援助、日常的金銭管理、書類等預かりサービスなど、この事業の周知を強化し、潜在需要の掘り起こしを行い、利用の促進に努めます。

法人後見の受任

- ・社協が法人として、成年後見人等を受任します。

成年後見センター機能の強化

- ・関係機関や地域住民の協力など地域の力を活かし、成年後見制度などを必要としている人への支援をするため、ネットワークの充実を目指します。

■重点4 情報発信・広報活動の強化

活動の背景と方向

社協は長年、地域福祉の推進に一定の貢献をしてきましたが、その役割や取り組みについて、区民の方には必ずしも十分理解されていないのが現状です。自治町会関係者や福祉関係者でさえも、自ら関わっている事業以外の社協の取り組みについては知らないことも少なくありません。NPO法人の増加や企業の福祉参入などに伴い地域福祉の担い手が多様化している中で、社協が果たしている地域福祉推進の役割を広く理解してもらうことは重要です。また、社協の存在や事業の認知を広げていくことは、地域福祉の担い手や社協のサポーターである会員の増強につながり、誰もが支えあい助けあえる地域社会を実現することにもつながります。そのため、多様なメディアの活用などを検討するとともに、職員自らもこれまで以上に地域に出向き、地域住民や関係者との活動や交流の機会を増やすことで、社協のPRなどを推進していきます。

活動の目的

社協の役割や取り組みに関する認知と理解を深め、区民、関係者、関係団体、区、社協が連携・協働して、区全体で地域福祉を推進する環境を創っていきます。身近な地域や福祉への関心を高め、区民自身が主役となって「安心して暮らせる『わがまち葛飾』」を「創(つくり)り」、「育(はぐく)む」ことを目指します。



東立石さくらまつりでのPR

活動主体ごとの取り組み

社協の取り組み

社協の役割や取り組みに関するPRに一層力を入れ、福祉活動の担い手や社協会員の増強につなげていきます。これまでの周知方法の改善を図るだけでなく、新たなメディアの活用なども積極的に進めていきます。区とも連携して、広報などで社協の周知やPRを行います。



具体的な取り組み

社協だよりの発行

- ・年間6回の発行と全戸配布を継続していきます。
- ・「区民に社会福祉協議会を知ってもらう」ことを念頭に、関心を持ってもらえるよう工夫した紙面づくりに取り組みます。
- ・現状では福祉に対する需要が少ない若い世代にも、気軽に親しみをもって読めるような紙面づくりを進めています。

社協の案内・ガイドブックの発行

- ・地域福祉活動に対する理解と協力を得るために、「社協のガイドブック」や「三つ折リーフレット」、会員向け「ちらし」などを発行し、場面に応じて、会員や区民に配布していきます。

ホームページなどウェブメディアの活用・新たなメディア活用

- ・親しみやすく機能的なホームページづくりのため、ページの修正やコンテンツの追加など、引き続き改良を進めています。迅速な情報更新により、区民の利便性拡大を推進します。
- ・新たなメディアの活用を研究、検証し、新たな社協の魅せ方、伝え方を構築していきます。

第 5 章

取り組みの展開

第
5
章

基本方針 1

地域で支えあい、つながるしくみをつくります 【地域住民主体の取り組み】

小地域福祉活動やボランティア活動など、地域住民が主体となって行う取り組みや、福祉教育、地域団体・福祉団体への支援などを実施し、地域のさまざまな課題を発見・解決していきます。

(1) 小地域福祉活動の推進 重点 1

①実施体制の整備・活動支援

- ・ふれあい交流活動、イベント活動、要援護者の支えあい活動や見守り活動、地域情報の収集や提供活動などを地区ごとに展開し、区民が抱える困りごと、心配ごとなどを地域の中で自主的・主体的に解決することを目指していきます。
- ・人と人とのつながるしくみづくりを目指し、実施地区に対し必要な支援を行います。各地区の担い手などから意見を聞きながら地域の実情を把握し、職員の支援体制や助成金の使いみちなど、支援方法の見直しに向けた検討を平成29年度から行います。

②活動に関する情報交換会などの開催

- ・地域福祉活動にかかわってきた人たちが、地域や参加者・協力者の変化などを実感できる機会として、また、それぞれが抱える問題や課題などを共有し、今後の活動に活かしていくために、区内全域、あるいは一定の区域を単位に情報交換会などを実施します。



地域住民福祉活動情報交換会

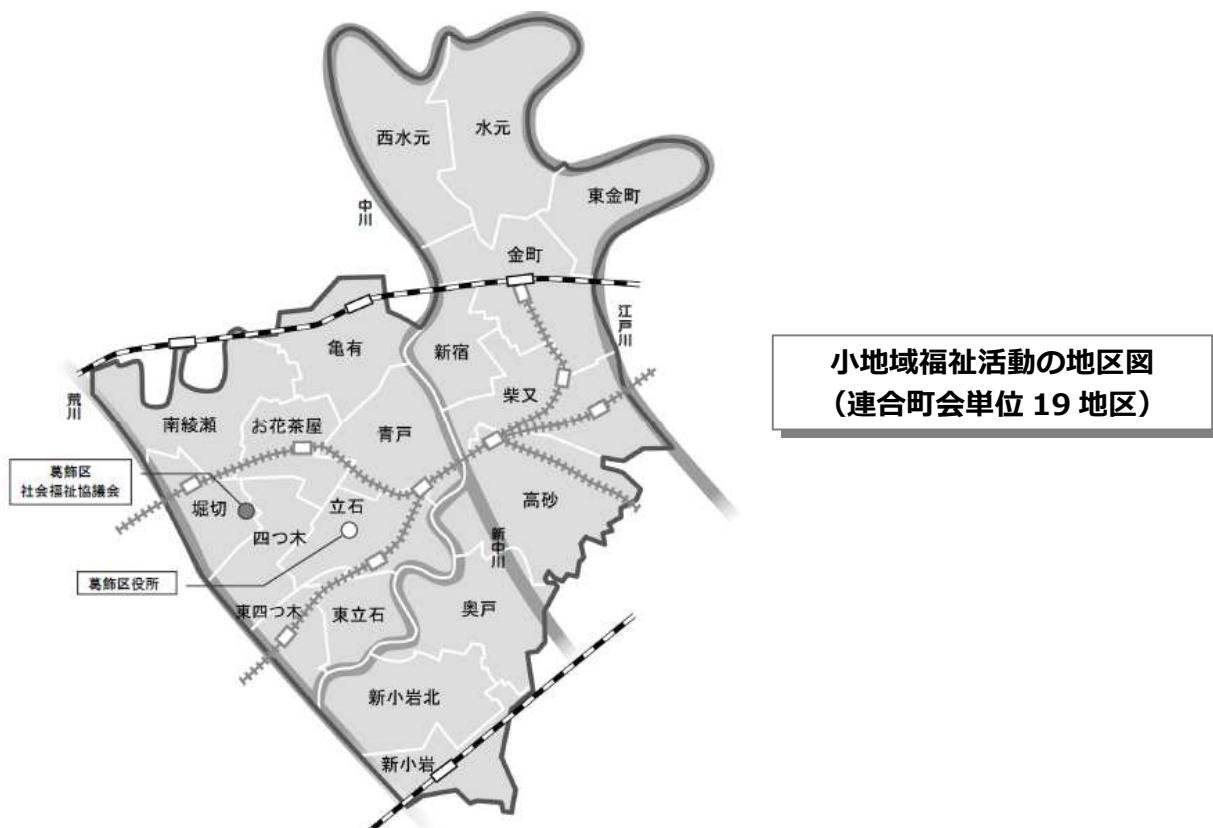
健康教室（東金町地区）



③活動の担い手の拡大・育成

- ・活動に取り組んでいる地区的リーダーや中心的なメンバーなどを対象に研修会を実施し、活動がより円滑に進められるよう支援します。
- ・地域福祉活動の一層の活性化と、担い手の拡大を目的に講座などを開催します。各地区の小地域福祉活動推進組織などと連携しながら講座を企画・運営し、地域での実践活動を通じて、担い手の拡大・育成を図っていきます。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
研修・講座など	検討	実施			



(2) ボランティア活動の推進

①ボランティアまつり

- ・ボランティア活動について、広く区民の方々に理解してもらい、参加してもらうため、日ごろからボランティア活動に取り組んでいる方々の発表や交流の場として開催します。
- ・社協だよりやホームページ、SNSのほか、近隣の町会へ周知協力を依頼するなど、積極的にPRを行い、多くの区民の方々にボランティア活動に親しんでもらうため、ボランティアまつりを情報発信の場として活用します。また、来場者の関心・理解を高めてもらうよう、各団体の日ごろの活動のPRにより、「体験・PR」の充実を図っていきます。

②ボランティア講座

- ・ボランティア活動への理解ときっかけづくりを目的とした講座をはじめ、具体的なボランティア活動を学び、体験する講座などを実施します。
- ・講座受講後に実際の活動につながるよう、情報提供や活動の受け皿を提供するなど支援を行います。

③専門ボランティア養成講座 ★

- ・環境、音訳、点訳、傾聴、食事サービス、おはなしボランティアなど、専門的な知識や技術を必要とするボランティア活動に関する講座を開催します。
- ・実際の活動を体験するなど、より実践的な内容の講座を実施するとともにボランティアグループと連携し、1人でも多くの方を活動につなげていきます。
- ・講座では、ボランティア活動の大切さを学ぶとともに、専門分野のボランティア活動に対する理解を深めながら、知識と技術を身につけ、それぞれの分野で活躍できる人材を養成していきます。

④相談・紹介・登録

- ・ボランティア活動希望者や受入れ希望者のニーズを適切に把握し、確実で効果的なコーディネートとタイムリーな情報提供を行っていきます。
- ・ボランティア情報などの収集に全力で取り組み、どの相談者に対しても的確な情報を提供できるよう、地区を担当する職員がていねいで確実なマッチングを行っていきます。



このマークがついている取り組みは、「第2次ボランティア活動推進計画」で重点的に推進する取り組みです。

⑤ボランティアグループ支援

- 登録ボランティアグループに対し、活動の育成・充実・発展を図るため、活動助成を通じて支援を行います。
- 登録団体すべてに助成金制度のお知らせを送付するなど、引き続き周知に努めます。

⑥情報収集・発信のしくみの充実

- ボランティアセンターのホームページや、ボランティアセンターだよりなどを活用して、ボランティア活動に関する情報発信を充実させます。ボランティア活動報告を記事に反映させるなど、内容の充実を図ります。
- 常に情報の収集に努め、区民からの相談に確実に対応していきます。そのためには、情報発信の中心となるホームページや広報紙の改良に取り組み、「簡単、わかりやすい、さがしやすい」を目指した広報媒体を作成します。
- 年代別に効果的なPR方法を選択し、幅広い年代層へ情報を発信します。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
ホームページなどのリニューアル	検討・実施	運用			

(3) 福祉教育の充実

①ボランティアスクール

- ボランティア活動に関心・興味のある中・高生を対象に、基礎学習や体験学習などを実施し、福祉やボランティア活動への認識を深めてもらうとともに、将来の活動者としての人材育成を図ります。

②福祉・ボランティア出前講座

- 福祉やボランティア活動への理解を深めるため、学校や地域に福祉関係者やボランティアを講師として派遣し、講座を開催します。また、幅広い講座を提供するため、出前講座講師を養成します。
- 「車いす体験学習」「手話体験学習」「アイマスク・ガイドヘルプ体験学習」など体験活動を通して、福祉やボランティア活動に対する認識を深めながら、ボランティア活動参加へのきっかけをつくります。児童・生徒や地域の方々にとって魅力ある内容の講座を開催できるよう、メニューの拡大に取り組んでいきます。



このマークがついている取り組みは、「第2次ボランティア活動推進計画」で重点的に推進する取り組みです。

- ・ホームページやボランティアセンターなどを利用して、福祉教育の周知と効果を伝えるとともに、講師のスキルアップや、積極的に講座メニューを提案するなどのアプローチを展開し、開講数や実施校・団体の拡大を図っていきます。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
実施校・団体数	36校・4団体	37校・5団体	38校・6団体	39校・7団体	40校・8団体
年間養成講師数	2人	2人	2人	2人	2人

③福祉教育推進協力校支援

- ・福祉教育に積極的に取り組んでいる学校を「協力校」に指定し、活動費の一部を補助するとともに、情報交換会の開催やパネル展の実施などにより、事業PRの強化を図ります。
- ・学校が必要とするボランティアや福祉に関する情報提供の充実に努めます。また、福祉教育推進の取り組みを通じて、各学校との連携を進めます。

④福祉教育研修会

- ・福祉教育やボランティア学習を指導する立場の教員に対して、知識や資質の向上を図るための研修会を開催し、様々な知識やノウハウ、情報を伝えています。
- ・学校に対する案内やPRを工夫し、福祉教育の必要性、重要性を伝えています。

(4) 地域団体・福祉団体等の支援

①地区高齢者支援活動助成

- ・高齢者福祉の増進を図るために、各地区で行われる敬老行事や高齢者の福祉向上につながる活動を対象に助成を行います。
- ・高齢者支援活動への取り組みを支援し、各地域の高齢者支援に結びつくよう、様々な活動内容を紹介したり、小地域福祉活動との連携について検討を行います。

②地域福祉活動助成

- ・赤い羽根共同募金の配分金や社協会費を原資として、区内で地域福祉活動を行う施設や団体に助成しています。今後は児童分野などで先駆的な活動をしている施設・団体に対して迅速に助成ができる仕組みづくりを検討していきます。

基本方針 2

区民同士のたすけあい活動を広げます 【地域住民と社協が協力する取り組み】

住民参加型福祉サービスなどの地域支えあい活動や、成年後見センター機能の活用、福祉人材の育成・活用など、地域住民と社協が協力した取り組みを行います。

(1) 地域支えあい活動の充実 **重点 2**

①しあわせサービス（住民参加型有償家事援助サービス）

- 日常生活で支援が必要な高齢者、障がい者、ひとり親家庭、妊産婦の方などに協力会員を派遣し、家事援助などを行います。
- 社協だよりやホームページの活用とともに、地域に出向いてのPR、効果的な説明会の開催などにより、引き続き協力会員の確保に努めます。
- 平成7年度から変更されていない活動謝礼・利用料について、料金改定を検討します。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
料金改定	検討	準備	実施		→



しあわせサービス（活動の様子）



②新しい住民参加型家事援助サービス

- ・区の第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で取りあげられている「地域住民が主体となって取り組む事業」について、新たな家事援助サービスの検討を進めます。

③ファミリー・サポート・センター（住民参加型有償育児支援サービス）

- ・仕事と育児の両立及び子育て家庭の育児を支援するため、仕事の都合や急な用事などで一時的に育児に困ったときに、サポート会員が子どもの預かりや送迎などの育児援助を行い、子育ての負担軽減を図ります。
- ・平成28年2月より、対象児童を小学校3年生から6年生までに拡大しました。このため、高学年児童への円滑なサポート活動実施のために、研修内容の充実を図ります。
- ・サポート会員の少ない地区については、出張説明会など、地域に出向いてのPR・スポット的なアプローチを行うことによりサポート会員の確保に努めるとともに、活動の少ない現任会員の活用にも努めます。
- ・社会的・経済的な状況を踏まえ、料金改定について区と協議・検討を行います。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年間延べ利用人数	5,691人	5,691人	5,691人	区次期計画による	

※ 年間延べ利用人数は葛飾区子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）による。



ファミリー・サポート・センター
(活動場面)

④ハンディキャブ運行

- ・高齢者や障がいのある方が、安心して外出し社会参加できるよう、運転ボランティアの協力のもと、リフト付きワゴン車（ふれあい号）を運行します。
- ・現状のサービスを継続して提供しつつ、利用者の要望により的確に応えられるよう、運転ボランティアの確保とスキルアップを図ります。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年度末運転ボランティア数	12人	13人	14人	15人	16人

⑤生活支援ボランティア

- ・高齢者や障がい者などを対象に、草取り、窓ふき、電球の交換、家具の移動など、日常生活でのちょっとした困りごとを解決するため、地域のボランティアを無料で派遣します。
- ・支援を必要とする方が地域で安心して暮らし続けることができるよう、ボランティアの確保に努め、迅速かつ的確なサービス提供を行い、多様化するニーズに応えていきます。

⑥高齢者食事サービス活動支援

- ・食事サービス（配食・会食）を行うボランティア団体などを支援し、ひとりぐらし高齢者の安否確認や孤独感の解消、また、地域住民とのふれあいの場を提供します。
- ・実施団体の体制強化を図るため、専門ボランティア講座の実施などにより、人材の育成・発掘に努めます。



(2) 成年後見センター機能の活用 重点3

①成年後見センター

- ・判断能力が不十分な高齢者や障がい者などが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、相談から援助までを一体的に支援するために次の取り組みを行います。
- ・職員による福祉サービスに関する相談や財産の管理に関する相談などの一般相談、福祉サービスに関する権利侵害、成年後見制度の利用、遺言・相続などについての弁護士などによる専門的な相談を実施します。
- ・成年後見制度についての相談から成年後見人等の受任や市民後見人の育成など、成年後見制度に関する総合的な取り組みを進めます。
- ・認知症やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などに対するニーズがますます高まる予想されることから、判断能力が不十分な方が、地域での在宅生活を続けることができるよう、社協だよりやホームページだけでなく、地域へ出向いてのPRや事業説明などの開催、関係機関との連携などにより、事業の周知を強化し、潜在的な需要の発掘に努め、支援が必要な方々の利用が進むよう支援していきます。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
地域福祉権利擁護事業 財産保全管理サービス事業 (年度末契約者数)	43人	48人	53人	58人	63人
法人後見・後見監督 受任件数累計	10件	15件	20件	25件	30件

②人生のエンディングの準備支援事業【新規事業】

区民が住みなれた地域で人生の終末期を迎えるにあたり、安心して旅立てるよう、講演会の開催やエンディングノートの作成・配布など社会福祉協議会の公共性を活かした事業を展開していきます。

③苦情解決第三者委員の設置・運営

- ・社会福祉協議会の福祉サービス利用者などからの苦情に対し、社会性や客觀性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進するため、第三者の立場（学識経験者、民生委員・児童委員等）からなる「苦情解決第三者委員」を設置し、苦情解決・調整のための事業を実施します。
- ・委員の設置についてPRすると共に、福祉サービス利用者の利益の保護やサービスの向上に取り組みます。

(3) 健康づくり・生きがいづくり

①ワークスかつしか（シニア就業支援事業）

- おおむね 55 歳以上で、健康で働く意欲のある人を対象に、身近な地域での就業相談、情報提供等を行うことにより、体力・能力・意欲に応じた多様な働き方や社会参加を支援するとともに、不況時に備え、安定的な就業支援態勢を築きます。
- 65 歳までの雇用の定着に伴いシニア世代の再就職希望者の減少傾向が見られることから、より P R に努め、来所者数の確保を進めます。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
施設来所者	1,800 人	1,850 人	1,900 人	1,950 人	2,000 人
あっせん就職者	120 人	125 人	130 人	135 人	140 人

②高齢者作品展

- 高齢者（60 歳以上）が長年の経験や技術、趣味などを活かして制作した絵画、書、手工芸品などの作品を展示する高齢者作品展を開催します。
- 多くの人に出品、来場してもらうよう周知に努め、健康でいきいきとした人生を過ごしてもらうとともに、創作意欲の向上や相互交流を図ります。

③介護支援センター

- 65 歳以上の高齢者などが、区内の介護保険施設などでセンター活動を行うことにより、自身の介護予防や生きがい活動につなげる事業を実施します。活動時間は「ポイント」として評価し、評価ポイントを換金して希望者に交付します。
- センター本人にとってメリットのある事業であることを前面に押し出すなど周知に努め、新規登録者を確保します。
- センターが身近な地域で活動できるよう、受け入れ施設について、その開拓に努めます。

(4) 福祉人材の育成・活用

①手話講習会

- ・区民に広く手話を学んでもらうことにより、聴覚障害者などへの理解を深めるとともに、手話通訳者になる動機づけを行ないます。
- ・受講生が手話通訳者になるためのステップを確実に踏むことができるよう、講習内容の充実を図ります。
- ・講習会修了生の中で手話通訳者にはならない方が、地域で聴覚障害者などのコミュニケーションを図るために役立てるよう、手話ボランティアなどの新たな仕組みをつくります。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
手話ボランティアなど	検討	実施			



手話講習会

②手話通訳者派遣

- ・聴覚障害者及び音声言語機能障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手話通訳者を派遣します。
- ・手話通訳者を増やすため、統一試験合格に向けた手話講習会・応用コースにおいて受験対策などの内容充実を図るとともに、現任通訳者のスキルアップを目的とした研修の充実を図ります。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
利用登録者数	268 人	273 人	278 人	283 人	288 人

※ 年次目標値は平成 28 年度葛飾区行政評価を基に平成 30 年度以降を想定。

(5) 募金活動の推進

①歳末たすけあい・地域福祉活動募金

- ・共同募金運動の一環として、自治町会連合会、民生委員児童委員協議会など関係団体の協力を得て、「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」を実施します。
- ・募金の趣旨、目的、使途などについて、一層の事業PRを行い、漸減傾向にある募金額の維持・増額を目指します。

単位：円

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
募金額の維持・増額	22,997,000	23,122,000	23,227,000	23,344,000	23,461,000

②赤い羽根共同募金

- ・共同募金会葛飾地区協力会の事務局として、自治町会連合会、民生委員児童委員協議会など関係団体の協力を得て、「赤い羽根共同募金運動」を実施します。
- ・募金の趣旨、目的、使途などについて、一層のPRを行い、漸減傾向にある募金額の維持・増額を目指します。

単位：円

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
募金額の維持・増額	10,341,000	10,392,000	10,443,000	10,495,000	10,547,000

赤い羽根共同募金
募金活動の様子



基本方針 3

自分らしく安心して暮らせるまちをつくります 【社協が支援を提供する取り組み】

在宅福祉サービスや生活福祉資金の貸付、災害ボランティア活動の支援など、社協が主体となって行う取り組みを実施します。

(1) 在宅福祉サービスの充実

①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業

- ・65歳以上の在宅のひとりぐらし高齢者に対し、乳酸菌飲料を毎日（祝祭日を除く月～金）配達し、その際、あいさつなど一声かけることにより、安否の確認を行うとともに、孤独感の解消を図ります。
- ・手渡しによる配達を進めるとともに、「葛飾区高齢者見守り相談窓口」など関係機関との連携を密にし、制度の利用効果の理解・周知促進、利用者の確実な安否確認につなげます。
- ・血縁関係の減少や希薄化などの社会状況などの変化を踏まえ、利用要件などの見直しを行います。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
一日あたりの平均利用人数	1,200人	1,250人	1,300人	1,360人	1,410人

②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

- ・ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児などに支障が生じている場合に、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、その自立を図ります。
- ・利用者が抱える様々な事情により、本事業だけではひとり親家庭などの自立を図ることが難しいケースが増加傾向にあるため、区の子ども総合センターや保健センターなど関係機関との連携を密にして事業を推進します。
- ・対象児童の年齢や、保護者が就労を前提とした技術取得のための通学や自立支援プログラム活動を行う場合の利用内容の追加など、対象拡大について検討します。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
対象拡大	検討	準備	実施		

(2) 生活福祉資金の貸付等

①生活福祉資金貸付事業

- ・低所得者、高齢者、障がい者、離職者世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。
- ・一定の居住用不動産のみを所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として生活資金を貸付けることにより、その世帯の自立を支援します。
- ・教育支援資金については、貸付件数の増加、相談内容の複雑化・多様化がみられます。このため、世帯の状況把握に努め適切な支援ができるよう、事務処理方法の見直しや改善の検討を行います。

②小口生活資金貸付

- ・病気、災害などにより一時的に生活資金を必要とする世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。
- ・利便性の高い生活福祉資金の緊急小口資金を活用しているため、貸付実績はなく、廃止を含め検討します。
- ・時効相当等の滞納債権の整理をすすめます。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
管理中の債権件数	450 件	350 件	250 件	150 件	50 件

ひとりぐらし高齢者毎日訪問の様子



(3) 災害ボランティア活動の支援

①災害ボランティア登録制度 ★

- ・登録者に対し講座や研修を提供し、平時より災害ボランティアとしてのスキルアップができる体制をつくります。災害時には、ボランティアセンターと登録者が連絡をとりながら、登録者の事情にあわせてボランティア活動を行います。
- ・地域の防災訓練での登録の呼びかけや、学校での災害ボランティア講座などを通して、災害ボランティア活動に対する普及・啓発を進めています。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年度末災害ボランティア登録者数	80人	83人	86人	89人	92人

②災害ボランティア支援

- ・災害ボランティア及び災害ボランティアセンターの役割についての周知・啓発や、災害時に災害ボランティアセンターが有効に機能するよう、マニュアルの改訂や訓練などを行います。
- ・災害ボランティアに関するパネルやチラシなどを作成し、あらゆる機会を活用してPRに努めます。また、職員のレベルアップを図るため、勉強会などを実施します。
- ・災害に関する情報発信の仕組みを作り、定期的な情報提供により、災害ボランティア活動をしっかりと支援していきます。

③災害ボランティア講座

- ・災害時に役に立つ基礎知識から、災害ボランティアセンター運営スタッフの養成まで、幅広く災害ボランティアに関する講座を開催します。
- ・学校・地域での出前講座のメニューに加えるなど、幅広い年代層に災害について意識してもらえるような講座を、企画・実施していきます。

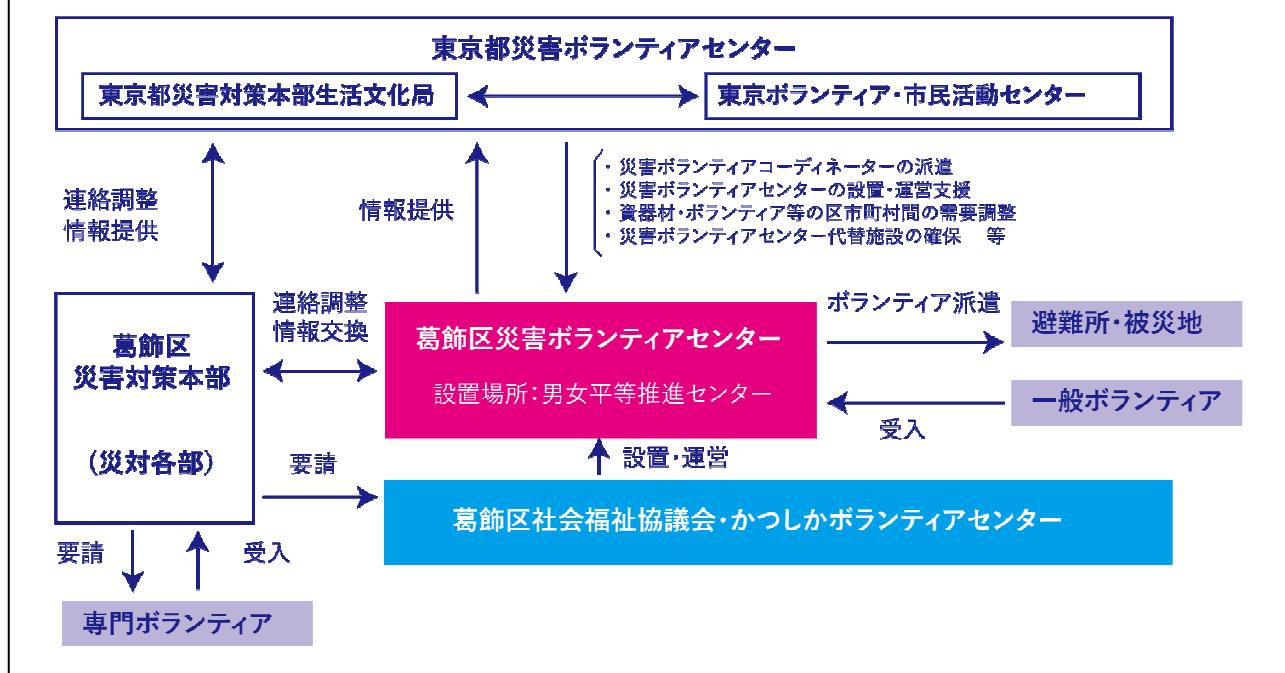


このマークがついている取り組みは、「第2次ボランティア活動推進計画」で重点的に推進する取り組みです。

④関係機関との連携体制づくり

- 被災時の情報の混乱を避け、活動を円滑にするため、ボランティア団体、NPO、関係機関などと連携して、災害ボランティア連絡会議を開催します。
- 地域貢献活動サポートデスクと協力しながら、災害支援団体（NPO・NGO）などの被災時の役割などの把握と確認を行うなど、連携体制づくりに向けた協議を進めます。

災害時の災害ボランティアセンターの役割と連携体制



登録者向け災害ボランティアセンター
設置・運営訓練



基本方針 4

「わがまち葛飾」を実現するための組織をつくります 【社協の組織運営に関する取り組み】

社協運営や情報発信・広報活動の強化、財政基盤の強化など、社協が地域福祉を推進する組織としての運営体制をより強固にしていくための取り組みを推進します。

(1) 社協運営の充実

①事業評価制度による事務事業の見直し

- ・より効果的、効率的な法人運営を目指し、多岐にわたる福祉ニーズに的確に対応したサービスが提供できるよう外部委員による評価を含め事業評価を実施します。
- ・より効果的な評価を行うため、事業評価票を改良し、さらなる法人運営の効率化を図ります。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
外部評価事業数	本計画に基づく事業の実施		18 事業	18 事業	評価に基づく事業の展開
内部評価事業数	36 事業	36 事業	18 事業	18 事業	36 事業

②事務局執行体制の構築

- ・地域福祉活動計画の各種活動の進捗を管理し、各種活動が有機的に機能するよう努めます。

③活動計画推進体制の整備

- ・P D C A サイクル（5ページ掲載）による進捗管理を行うため、事務事業評価を活用しつつ、必要な推進体制の整備・展開を進めます。

④活動計画に対する区の支援要請

- ・活動計画を推進していくため、区に対し、事業費や人件費等の支援を要請しています。

(2) 情報発信・広報活動の強化 重点4

①社協だよりの発行

- ・地域福祉に対する区民の理解と協力を得るため、社協だよりの全戸配布は、前期計画で年4回から拡大した隔月年6回発行を継続します。また、掲載記事についても、社協理解を広げていくため工夫を続けていきます。

②社協の案内・ガイドブックの発行

- ・地域福祉に対する理解と協力を得るため、「社協のガイドブック」や「三つ折リーフレット」などを作成し、場面に応じて、区民に配布します。それにより、社会福祉協議会の活動・事業などの周知と宣伝をしていきます。
- ・会員の継続につながるよう、会費の使いみちなどがわかりやすく、会員としての貢献を実感できるような会員向けの「ちらし」などを各年度で発行します。



社協だより



葛飾社協ホームページ（トップページの一部）



葛飾社協キャラクターのアエナちゃん

地域イベントなどへの参加によるPR

- ・東立石さくらまつり
- ・ボランティアまつり
- ・東京拘置所矯正展
- ・かつしかふれあいRUNフェスタ
- ・葛飾区産業フェア
- ・小地域福祉活動や各事業のイベントや催しなど

協力団体・関係団体などへ会員に向けたPR

- ・各地区福祉協力委員会
- ・各種施設団体などの役員会・催しなど

③ウェブメディアなどの活用

- ・インターネットを利用し、社協ホームページ及びボランティアセンターホームページにより、社協の活動・事業などを公開します。また、最新情報や活動報告などは迅速に更新し、区民の利便性拡大を推進していきます。新たなメディア活用を検討及び実施し、積極的な情報提供を行う「開かれた社協」を目指します。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
新たなメディアの活用				実 施	評価・検討

④評議員会の審議事項の情報提供等

- ・地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るため、評議員会の傍聴やホームページ上で審議事項の情報提供を行い、さらなる情報公開を進め、区民の社協への理解と関心を高める取り組みを行います。

(3) 財政基盤の強化

①会員増強活動

- ・会員の高齢化や社会の変容とともに、第2次地域福祉活動計画作成年度（平成24年度）より会員数は減少しています。しかし、引き続き福祉協力委員と連携して増強活動を継続し、役員・事務局も地域のあらゆる場で、社協のPRと会員増強に努め、第2次計画作成年度の会員数にまで増加させます。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
会員数	9,350人	9,350人	9,400人	9,450人	9,500人



福祉協力委員
会員増強活動

②事業収入の確保

- ・各種事業収入の安定的な確保など、自主財源の充実に努めます。

③区・都・東社協からの助成援助

- ・区、都、東京都社会福祉協議会（東社協）、各種福祉財団等からの補助・助成制度を積極的に活用し、財源の確保に努めます。
- ・葛飾区からの運営費、事業費に対する補助金以外にも、受託事業や新規事業に積極的に取り組むことにより、補助・助成制度の積極的な活用を図り、財源の確保に努めます。

④基金運用

- ・日銀による低金利政策が、ゼロ金利からマイナス金利へと進む中、運用財産（その他財産）の多くは国公債で運用しており、計画期間中の運用益や売買差益は、多くは見込めません。
- ・引き続き安定運用に努めます。

⑤募金配分金の活用

- ・募金の配分について、地域福祉活動費として活用するとともに、今後、さらに適切な配分とするため、配分方法等の検討を行い、対象事業者団体へ周知を徹底します。

資料編

資料編

1. 第3次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会

(1) 第3次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成24年3月に策定された「第2次葛飾区地域福祉活動計画」の計画期間満了に伴い、今後の地域福祉の将来像を展望し、時代の要請に的確に対応した計画的・具体的な活動を推進するため、葛飾区社会福祉協議会（以下「社協」という。）内に、第3次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を社協会長に報告する。

- (1) 第3次葛飾区地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に必要な事項。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、社協会長が委嘱または任命する委員20名以内をもって構成する。

- (1) 社協役員
- (2) 自治町会代表
- (3) 民生委員児童委員代表
- (4) 学識経験者
- (5) 保健・医療機関代表
- (6) 社会福祉施設代表
- (7) 障害者団体代表
- (8) 高齢者団体代表
- (9) 青少年育成地区委員会代表
- (10) ボランティア代表
- (11) 東京都社会福祉協議会職員
- (12) 葛飾区職員
- (13) 公募区民

2. この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長には学識経験者、副委員長には社協役員（会長）が就任する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(作業委員会の設置)

第5条 委員会が必要と認めた場合は、作業委員会を設置することができる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めるときは、作業委員会の委員並びに関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(費用弁償の支弁)

第 7 条 この委員会の委員並びに作業委員会の委員、第 6 条に規定する関係者については、「役員等の費用弁償に関する規程」を準用し、費用弁償を支給する。ただし、葛飾区関係職員並びに社協事務局職員である者を除く。なお、学識経験者委員については、別途、報償費を支弁する。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、社協内に置く。

(設置期間)

第 9 条 この委員会の設置期間は、会長あてに報告がなされた時までとする。

(委 任)

第 10 条 この委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。



(2) 第3次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会委員

任 期 : 平成 28年 2月 1日 ~ 平成 29年 3月 31日

◎ 委員長 ○ 副委員長

推 薦 団 体	氏 名	備 考 (役職等)
葛飾区社会福祉協議会	○ 秋 山 精 一	会 長
	岩 城 堅 司	前副会長
	星 野 伊三郎	副会長
葛飾区自治町会連合会	堀 越 克 夫	幹 事
	岡 田 明 夫	幹 事
葛飾区民生委員児童委員協議会	小 林 隆 猛	会 長
	浅 野 幸 繼	会長職務代理
学識経験者（明治学院大学）	◎ 河 合 克 義	社会学部教授
葛飾区医師会	伊 藤 隆 一	副会長
葛飾区歯科医師会	根 岸 哲 夫	元会長
社会福祉施設 (社会福祉法人 仁生社)	星 保 之	水元在宅サービスセンター所長
葛飾区障害者福祉連合会	塙 利 之	副会長
葛飾区高齢者クラブ連合会	伊 藤 葉 子	女性部部長
葛飾区青少年育成地区 委員会会長連絡協議会	井 上 利 一	総 務
かつしかVネット	佐 野 靖 子	会 計
東京都社会福祉協議会	井 口 綾 乃	地域福祉担当 主事 (平成 28年3月 31日まで)
	市 丸 直 美	地域福祉担当 主任 (平成 28年4月 1日より)
葛 飾 区 (行政)	丹 保	福祉部長
公 募 区 民	浅 田 真 治	
	上 原 厚 美	
オブザーバー (洗足こども短期大学)	板 倉 香 子	専任講師

2. 葛飾区地域福祉活動計画作業委員会

(1) 葛飾区地域福祉活動計画作業委員会設置要綱

(設置)

第1条 葛飾区地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、葛飾区地域福祉活動計画作業委員会（以下「作業委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 作業委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を策定委員会に報告する。

- (1) 葛飾区地域福祉活動計画の策定検討にあたり必要となる調査及び資料の収集・作成
- (2) その他、策定委員会からの下命事項

(作業委員会の構成)

第3条 作業委員会は、次に掲げる者のうちから、社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が指名する委員13名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 葛飾区職員
- (3) 社協職員
- (4) その他

2. この作業委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長には学識経験者、副委員長は社協職員をもって充てる。

(会議)

第4条 作業委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 作業委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 作業委員会の事務局は、社協内に置く。

(委任)

第7条 この作業委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

(2) 葛飾区地域福祉活動計画作業委員会委員

任 期 : 平成 28年 5月 20日 ~ 平成 29年 3月 31日

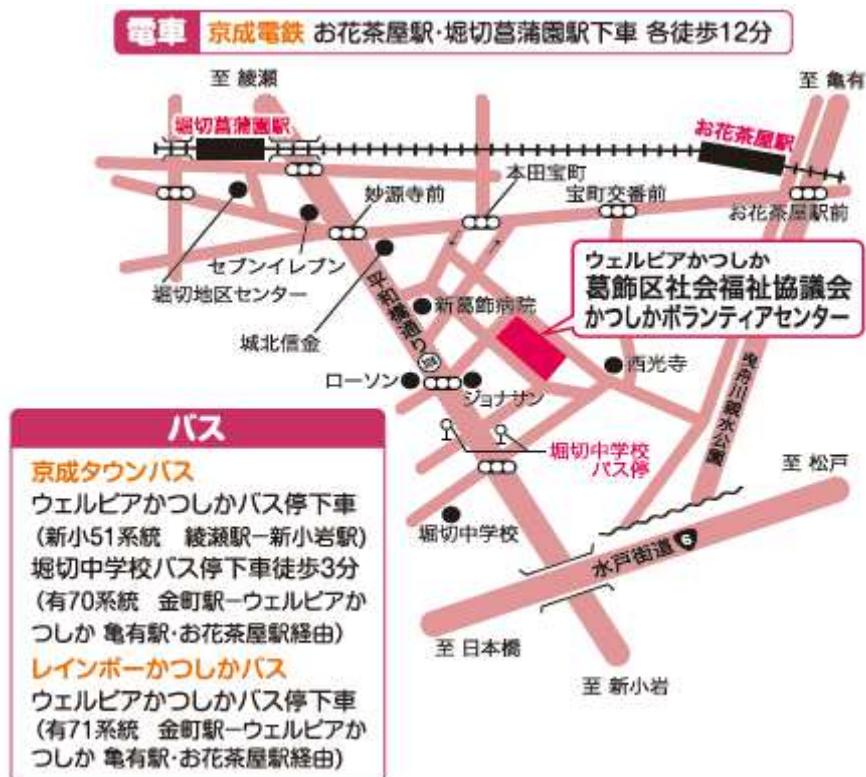
◎ 委員長 ○ 副委員長

所 属 団 体	氏 名	備 考 (役職等)
学識経験者（洗足こども短期大学）	◎ 板 倉 香 子	専任講師
地域福祉活動団体	堀 越 克 夫	東立石地区連合町会会長
	岡 田 明 夫	堀切自治町会連合会会長
かつしか社会福祉士会	和賀井 英 雄	副会長
葛 飾 区（行政）	中 島 恵美子	福祉管理課企画係長
	渡 邊 渉	高齢者支援課管理係長
	半 田 栄 二	高齢者支援課介護予防係長
	須 子 賢 一	障害福祉課管理係長
	福 井 宏 和	育成課管理係長
葛飾区社会福祉協議会	○ 菱 沼 実	事務局長
	太 田 隆	企画総務課長
	高 田 泰 孝	福祉サービス課長
	田 浦 正 明	小地域福祉活動担当課長・ ボランティアセンター所長

3. 検討の経過

開催日	委員会名	議事内容等
平成 28 年 3月 25 日(金)	第 1 回策定委員会	①葛飾区地域福祉活動計画（現行計画）の概要について ②第 3 次葛飾区地域福祉活動計画の策定検討方針について ③作業委員会の設置について ④今後の検討内容及びスケジュールについて
5 月 27 日(金)	第 1 回作業委員会	①第 2 次葛飾区地域福祉活動計画（現行計画）の概要について ②葛飾区における保健福祉関連計画の現状について ③第 3 次葛飾区地域福祉活動計画の策定検討方針について ④今後の検討内容及びスケジュールについて
7 月 27 日(水)	第 2 回作業委員会	①調査結果と地域課題について ②現行計画の成果及び今後の課題について
8 月 31 日(水)	第 2 回策定委員会	①調査結果と地域課題について ②現行計画の成果及び今後の課題について ③重点的に推進する活動と体系図について
9 月 30 日(金)	第 3 回作業委員会	①第 3 次葛飾区地域福祉活動計画(素案)について
10 月 21 日(金)	第 4 回作業委員会	①第 3 次葛飾区地域福祉活動計画（中間まとめ）について
12 月 5 日(月)	第 3 回策定委員会	①第 3 次葛飾区地域福祉活動計画（中間まとめ）について
平成 29 年 3月 6 日(月)	第 4 回策定委員会	①第 3 次葛飾区地域福祉活動計画（最終案）について ②第 3 次葛飾区地域福祉活動計画 概要版（案）について

【葛飾区社会福祉協議会 マップ】



連絡先

葛飾区社会福祉協議会

電話 03-5698-2411(代表) FAX 03-5698-2513

ホームページ <http://www.katsushika-shakyo.com>



かつしかボランティアセンター

電話 03-5698-2511 FAX 03-5698-2512

ホームページ <http://vc.katsushika-shakyo.com/>



第3次葛飾区地域福祉活動計画

みんなで創り・育む・安心して暮らせる「わがまち葛飾」

平成29年3月

編集・発行 社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

〒124-0006 葛飾区堀切3丁目34番1号 ウェルピアかつしか3階

電話 03-5698-2411 FAX 03-5698-2513